

みかん危機と農法再編の課題

— 果樹産地形成Ⅱ地域農業再編と

その変革主体 —

豊田 隆

一、課題

今日の日本農業の構造的危機は、いやおうなしに日本農業再建の担い手やいかに、という問題を核心的課題にしてきた。つまり農法再編の内容や方向の解明がますます求められているのである。⁽¹⁾

周知のように現段階のみかん部門は深刻な「過剩」生産に直面し、みかん農民層は焦燥と落胆、さらに解決の途を求める危機感を深めている。⁽²⁾ 本稿は、生産諸力の危機にまでおよび現段階のみかん危機の性格と、危機のもとゆえに芽ばえてきたその打開の方向と担い手、つまり農法再編の主体がいか形成さ

〈ノート〉 みかん危機と農法再編の課題

れ、またされつつあるか、を終極的な課題とする。

始めに、みかん危機現段階の画期となる諸特徴をおさえ、問題の構図——地域農業再編とその変革主体⁽³⁾——を描いてみる(一)。

しかし、右のような現段階を正確にとらえるためには、危機の歴史的位置づけが必要である。つまり、戦前戦後のわが国農業の基本構造に制せられた、果樹産業発達にみられる特殊性の解明である(三)。

それは第一に、日本資本主義の確立・発展のもとでの、果実消費の大衆化に対応した、「特産物的産地形成」から「大衆品的産地形成」への推転がすすめられたことである。第二に、右の過程は、地域農業とくに一定地域の「農耕体系」⁽⁴⁾それ自体の再編成を促すものであり、高地代の平坦耕地における米作と地主制の成立に対して、共有地など低地代の傾斜地における果樹作と副業的商品生産の形成という対抗をもたらした。そして、その担い手は、土族授産・自作地主・地主手作りから、自作篤農・自作・自作農民層へと変換し、農地改革後には零細貧農層へも参入の道を大きくひらいていったのである。そうした果樹農業定着の担い手の組織的なあり方も一課題となる。右の過程の地域内在的な分析が求められる。

さらに、わが国みかんの発展段階を、藩制期に発する初発的

な階梯である「和歌山段階」から、戦後の発展を総括しうる「愛媛段階」へ至る、一連の過程としてとらえる。そして、農民層の集団的な生産力形成（共同防除・共同摘果など）を基礎とした農協共販の農民的な発展タイプとして、「愛媛段階」の意義をみだし、それゆえ産地間連帯の可能性が、農協間連帯として生じうる舞台の解明を課題とする（四）。

事例分析としては、愛媛県北宇和郡吉田町をとりあげ、一八世紀末の吉田騒動以降における地域農業再編の歴史を、労働力の自立化を志向する変革主体の形成を軸にみていきたい。ここではとくに、みかん農民層の労働様式——年間労働編成、労働投下様式——技術の諸類型、自家労賃評価の進展——の分析を課題とする（五）。

なお本稿は、青果物産地形成が当面する一つの課題となっている東北農業の動向を念頭におきながら、筆者の今後の本格的研究の基準を定めることをめざしたノートであり、論点整理としての試論である。

注(1) 保志恂『戦後日本資本主義と農業危機の構造』(一九七五年)、および同書に対する筆者の書評『農業総合研究』第三〇巻第二号)。

(2) われわれの共同調査研究の報告として、磯辺俊彦編著『みかん危機の経済分析』、青果物流通価格問題研

究会『みかん危機の分析と打開の方向』(愛媛県果樹協会)などがある。

(3) ここでいう地域農業再編の変革主体とは、「農法変革の主体的条件」あるいは「労働する主体の歴史構造」(豊原研究会編『豊原村——人と土地の歴史——』、三五頁)と共通する意味で用いている。なお、米作に比して、はるかに自律的な発展コースをたどってきた果樹農民層は、商品生産を前提にしつつ、個性性——経営的自立度の強さと同時に、生産と販売との集団化をすすめる素地をもっている。それが、いかにして危機止揚の主体形成に結びつきうるかは別の一問題としても、この点の検討は重要である。

(4) 「農耕体系を、一定段階における農法の、一定地域における具体的存在形態として理解し、作付順序と農産物生産の技術・労働過程の体系として把握する。そして、耕耘をその始点とする」(田中洋介「水田裏作の生産構造」、田代・花田編『現代日本資本主義における農業問題』、三二二頁)とされる。畑作物樹を含む地域農業における「農耕体系」の検討がここでの課題である。

二、みかん危機現段階の諸特徴

日本の果樹生産における二大商品は周知の通りみかんとりん

ごである。みかん(温州みかんのこと)二六・四万ヘクタール・三〇九万トンおよび、りんご五・一万ヘクタール・八九万トンは、日本の果樹全体(四一・五万ヘクタール・六〇二万トン、いずれも昭和五一年度)の半ば以上を占める基幹的な作物である。

その、いわば日本の果樹の一方の雄ともいふべきみかん産業において、現段階は深刻な危機的状况にみまわされている。われわれが何故にその現段階を「みかん危機」と規定するのか、その画期となる年次も含めて重要なメルクマールを次に列挙しよう。

(1) 周知の通り、昭和四七年のみかん価格の暴落(農家手取り価格は前年のキロ当たり六三円から三四円へ急落し、生産費を割る)は、危機を本格的に定置させる初発条件であった。この年以降、名目価格横ばい・実質価格の低落が構造化しつつ、再び回復する見通しも五年以上に渡って阻まれてきている。

(2) みかんの全国生産量は、昭和三〇年頃の四〇〇万トン水準から急速に直線に近い形の増大をみせ、昭和四七年に三〇〇万トン水準に到達するが、この年以降生産量は明確な停滞傾向(三〇〇〇三・五〇万トン)に入っていく。さらに、四九年から従来のゆるやかな隔年結果(表年裏年の交替)の結実ステージが大きく攪乱され、不作年の連続といった不安定状況が生

まれている⁽¹⁾。

(3) みかんの全国栽培面積は、昭和三〇年頃の三・九万ヘクタール水準(成園率八七%)から、昭和四〇年には一一・五万ヘクタール(成園率五五%)へ、さらに四五年には一六・三万ヘクタール(成園率六二%)へと急速に増大してきたが、四八〜五〇年についてはピークをむかえ——五〇年に一六・三万ヘクタール・成園率八三%——これ以降減少傾向に転じた。さらに昭和五二年からは、それまで樹齢高齢化によって漸増していた成園面積も、ついに減少へと反転した。

(4) 昭和四八〜四九年の日本資本主義の構造的危機と軌を一にして、勤労者の消費構造が変貌し、そのもとで一世帯当たりのみかん年間購入量は、四九年から減少傾向に転じ、ピーク時の四八年・九〇キロ水準(都市世帯)から、五一年には七〇キロ水準へと低落した⁽²⁾(『家計調査年報』)。

(5) この間、果実消費の「高級化」⇨少量化傾向のもとで、輸入果実は反対に増大傾向をたどり、昭和四五年の七三万トン・果実の市場流通量に占める割合一二・九%から、五〇年には、一一四万トン・同一四・二%へと、むしろ増大してきている。

(6) 昭和四九年以降、果実の建値を形成する東京中央市場の果実総平均価格(五〇年・キロ当たり一六二円)は、グレープ

フルーツの平均価格(同一六〇円)と一致するに至る。つまり、果実価格形成過程において、集散市場体系——大型共販が大都市中央市場へもっぱら集中出荷し、そこから逆に地方市場へ転送荷を分散させることで、特定市場の荷受大資本へ価格形成機能を集権させる路線——の主要な転送品目として輸入果実が決定的な役割をはたすようになったのである。こうして、みかんが、かつて高度成長期に占めた座をはじき出されることによって、その危機が決定づけられる。

その結果、危機の深化は、みかん生産諸力の退行・崩壊の過程にまで及び、その再生産軌道は縮小方向へおいやられてきている。

(7) 昭和四八年以降、みかん園の廃園化が進行し、五〇年までの累計で廃園一・五万ヘクタールにのぼる。愛媛の旧産地吉田町立間・玉津ですら廃園化が始まり、大分の国東半島・国見町・大恩寺パイロット等々廃園化の事例が続出している。また廃園一步手前の荒し作り・荒蕪地化等も多発している。

(8) いわゆる温州ばなれといわれる、みかんから伊予柑・甘夏・ネーブル・晩柑類への作目〔品種〕更新が四八―五〇年で約一万ヘクタール、一部で過熱的に進行している。あるいは、愛媛の吉田町等々でのハウスみかんの導入は、単に投機的であるだけでなく、旧来の普通栽培の手抜きを強め、個別経営のゆ

がんだ土地利用を生みだしている。

(9) 危機は、みかん農民層の労働様式をも大きく攪乱している。昭和四七年のみかん価格暴落を直接的な契機として、中核地帯のみかん中農層にまで兼業化の波が押しよせ、そのもとで労働過程の手抜き対応が広範に発現している。こうした生産力の退行過程は、戦後急速に出作り園形態などで規模拡大した上層農(後出「粗放化大経営」)の新開園地から、あるいは経営内的には果樹園の土壌管理などそのマイナス効果が顕在化しにくい作業部面から、急速に始まっている。さらに作業別の労働力単位の確保さえおぼつかず、一連の栽培過程、とくに組作業を要する病虫害防除などにおける「家族協業」の崩壊の危機が深ま⁽⁴⁾っている。

(10) 戦後のみかん発展を支えてきた集団的な生産力形成(共同摘果・共同防除・共販の部落推進班)に亀裂が入り、農民諸階層の矛盾対抗・孤立化と地域の組織の危機が表面化してきた。

(11) みかんの農協共販(愛媛が典型)は、これまで商人系との対抗の中で農民層の自主的連帯によって発展してきた。しかし、この農協共販も①徹底した厳選体制と品質管理の強化、②共販分割と小マーケット化、③産地間競争の激化と脱落つまり加工型産地の形成、④高級化・高品質生産化(ハウス・晩柑類・特選品等)への危険性、といった諸点にみるような、農協共販の

ゆがみと変質の危機にみまわれている。⁽⁵⁾

(四) 危機深化と並存して登場した新局面は、昭和四五年以降のみかんを原料とし、農協搾汁工場を中心とする果汁加工部門の増大と定着である。みかんの加工仕向け量は四五年の一〇万トン弱から、五〇〜五二年には、五〇〜七〇万トン水準へ到達している。この事實は、農協共販を基礎に、果汁価格保障を支えに生食の発展をはかる、という構想の依りどころとなるものである。⁽⁶⁾

こうして、現段階のみかん危機の枠組みとその諸指標が、ほぼ昭和四七〜五〇年頃の時期になって出揃うことになる。そして、昭和五三年夏のおうとう自由化決定・同一二月日米農産物交渉によるオレンジ・果汁の輸入枠拡大と続く一連の政策過程は、ひとりみかん産業のみでなく、日本の果樹産業にひとしく共通する危機の段階をむかえたことを意味する。

さらに、昭和五四年度からみかんの生産調整も政策日程のぼっている。全国二・一万ヘクタールを対象に、内一・七万ヘクタールを品種更新・転作にあて、残り四千ヘクタールはみかんの改植による系統更新(高接更新は認めず)をおこなうというものである。しかしこれは自由化対応が契機になっているだけに、すでにみた廃園化・投機化・土地利用粗放化・手抜き省略化といったみかんの荒廃を押し進めるだけのものにしかすぎ

※ノート※ みかん危機と農法再編の課題

ないだろう。

しかし、右のような危機の深化がすすむ中でなお、地域農業の歴史と現状をふまえ、果樹産地形成によって陶冶された、その延長線上に地域農業再編の変革主体が徐々にではあるが形成されてきていることを、見失ってはならないだろう。

この主体の担うべき課題は、すでに達成された生産諸力を崩壊から救い、戦後みかんの発展と「愛媛段階」の残した偉大な成果である、農協共販の自主的運動を基礎とした、生食と加工との両立をふくめ、みかん生産の安定的発展を実現することである。その際、一方で農協が農法再編の大きな土台となっており、他方、限界地・限界経営の生産費を基準とした価格政策がもう一つのカナメとなるであろう。⁽⁷⁾

例えば、愛媛県では、昭和四八年に「愛媛県果樹協会」が設立されて以降、農協間連帯を基礎にした「みかん自主調整試案」(昭和四九年三月)、あるいは現行価格制度の積極的拡充を提起した「みかん需給調整と生食加工両立のための加工原料果実価格安定制度の改善案」(五一年七月)などの提案が先駆的におこなわれている。また、宮崎県のみかん産地では、同様な趣旨の改善策が単独事業として着手されている。

そして、愛媛の諸産地でも、危機打開の方向を模索する、研究学習・相互交流・経営自己診断など、農民層の団結を強固に

していく実践が重ねられている。(9)

米作農民層の一部にみられる運動とは若干性格が異なっている、このような自主的な運動が登場してきた背景として、われわれは、これら諸産地における戦後の農協共販にいたる商品生産者としての主体形成の過程を積極的に評価しなければならぬ。

始めに、みかん産地形成の前史となる先駆的な商品生産のさまざまな展開がありえた。つまり、自給雑穀畑作が排除されて干甘藷などの商品生産が定着し、あるいは藩制期から櫛実・楮皮など特産物的な旧型の商品作目が栽培され、維新以降にはいも・麦畑が桑園へ転じ養蚕が発展し、さらに柿・桃などの在来的な落葉果樹の栽培が広がる、など、いわゆる農民的な商品生産の諸系列がそれである。

これらの商品作目をいち早く地域農業の中へとりこみ、その集団的な生産と販売とを組織してきた農民層の経験は貴重なものであろう。

このように、商品生産の担い手として、あるいは果樹産地形成の担い手として、農民層がみずからを陶冶してきた過程そのものが、現段階における農法再編の主体のあり方を基礎づけることになっているのである。

したがって、以下に危機を歴史的に位置づけようとする場合、

このような地域農業再編とその変革主体の歴史構造の分析を中心にするにせざるを得ないであろう。本稿の副題に「果樹産地形成Ⅱ地域農業再編とその変革主体」としたのは、そのような意味からである。

注(1)(8) 桐野昭二「地域農業と価格政策——みかんを中心——」(日本農業経済学会一九七八年大会共通討論「農産物価格問題と日本農業」)参照。

(2)(3) 宮村光重「総説Ⅱ、みかん危機の分析と対応の基本点」および御園喜博「果実市場体系の動向と今後の対応方向」、山口照雄「果実の市場構造とみかんの価格形成」(愛媛果樹協会「みかん危機の分析と打開の方向」、昭和五三年所収。以下『方向』と略)参照。
 (4) 拙稿「みかん危機における農法再編の課題」(『方向』所収)参照。

(5) 宇佐美繁「ミカン共販体制の現状と農民的商品化構造型の模索」(『方向』所収)参照。

(6) みかん農協共販を基礎とした価格政策の論理については、磯辺俊彦「みかん価格政策の課題」(『方向』所収)参照。

(7) 田代洋一「限界地・限界経営の理論と実証」(『方向』所収)参照。

(9) 布袋耕成他「支会紹介シリーズ」(『果樹産業』五〇一年一〇月号と五一年三月号、吉田町惣代・河内・東連

寺・筋等々の支会）参照。

三、果樹産業發達の歴史的性格

——産地形成Ⅱ地域農業編成と

変革主体——

みかん危機現段階のさまざまな側面を明らかにしていくためには、戦前・戦後の日本農業の構造とそこに占める果樹産業の位置および發達の特殊性を確認しておかなければならない。すでに指摘されているように、果実經濟は日本資本主義の發達過程とりわけ好況・不況局面ときわめて密接にからみあいつつ發展してきたが、それが結果的には産地の形成・拡大および競争・交替の過程となつてあらわれている。

また右の産地形成の過程は、一定地域に特定果実の商品生産が定着することであり、その地域の何んらかの前作目が排除され、既存の構造との新たな関連が生まれ、全体として地域農業における土地と労働力との編成が再構成されることになる。その中で、農民の商品生産が伸展するのである。

ここでは、右の過程を、みかんとりんごを対比させ、念頭におきつつみていきたい。

1 明治初年の特産物的産地形成

《ノート》 みかん危機と農法再編の課題

一般に果樹産業は、その成立当初からきわめて高い商品化率をもつ、市場への販売を目的とする部門として始まった。そして、果実の流通機構は、主要な農産物である米穀と比較して、きわめて自然發生的に形づくられ、生産者農民の熾烈な市場競争を軸に組み立てられてきた。

しかしながら、成立当初の果実の商品生産は、ある限定された地域にのみ独占的に形成される特産地・特産物としての性格をもっていた。

次の第1表は、勸業寮編「明治七年府県物産表」によつて、今日のみかんとりんごの生産地帯における、明治初年の主要な果実産出額―販売額をしめしたものである。同表は、幕藩体制下における果実商品生産の到達点を一応示すと思われる。当時は、各藩によつて保護育成された特産品として、いわゆる「名産地」が、各地にわずかに点在していたのである。

みかんの場合、「紀州みかん」で有名な和歌山(有田・海草・那賀)が、当時の主産一二果産出額合計の約六割を占める、という隔絶的・独占的な産地をなしていた。その他の大阪、奈良、熊本、静岡といった地帯は、その産出額で格段の差があるのみでなく、みかんそれ自体の比重が軽く、柿、梨、梅といった在来果実(落葉果樹)に並んで少量存在する位置をしめているにすぎない。例えば、愛媛の場合、産出額順位は、①かき、②う

第1表 りんご・みかん地帯の明治初年における果実産出額 (単位:円)

	みかん	りんご	柿	梅	桃	梨
〔りんご地帯〕						
青森		321	1,935	393	553	2,460
岩手		-	303	104	200	1,196
秋田		7	179	651	32	173
山形 (山形, 置賜, 酒田)		1,183	2,829	940	1,054	4,611
福島 (福島, 磐前, 若松)		511	19,124	738	2,002	10,290
長野		900	-	1,343	1,180	1,211
〔みかん地帯〕						
静岡 (静岡, 浜松)	5,116		4,755	1,976	486	2,085
和歌山 (和歌山, 渡会)	69,273		6,915	2,880	1,401	359
大阪 (大阪, 堺)	9,856		1,370	1,290	4,537	690
京都	2,592		4,718	3,607	1,269	2,750
奈良	7,253		10,641	709	-	927
広島	2,991		9,025	2,497	4,169	1,329
愛媛	1,905		2,887	1,935	792	1,421
福岡 (福岡, 三潨, 小倉)	4,935		6,670	3,982	164	2,656
大分	1,053		2,309	648	301	392
佐賀	529		1,258	82	4	28
長崎	3,682		2,795	1,100	988	909
熊本 (白川)	6,784		4,110	2,326	1,158	700
鹿児島	不	詳				
主要県計 <参考:新潟>	115,969	2,922 <1,762>	81,823	27,202	20,290	34,187

注. 勸業寮編「明治7年府県物産表」(『明治前期産業発達史資料』第1集所収)による。なお()内は当時の行政県名を示す。りんごのみ新潟を表出した。

め、③みかん、④なし、となっていた。
これに対して、りんごの場合、今日の主産県である青森、長野をはじめ東北地方の諸県でも、りんご産出額はとるに足らぬ存在でしかなく、むしろ福島のかき・なしが注目されるくらいである。りんごは、明治維新以降、商品作物として東日本中心に導入された、新しい果実といえよう。
つまり、明治初年の果実商品生産といえば「紀州みかん」に代表されるのである。紀州有田には天正年間から糸我庄地頭伊藤孫右工門(天文二年 寛永五年 一五四四一 一六二八)らによってみかん栽培(小みかん)が始められ、柑橘栽培にきわめて適した自然条件にも恵まれて、元禄年間には江戸へ

二〇〇三〇万籠の蜜柑船を出すまでになっていた。その産地の性格は、紀州藩主徳川家が有田みかんと「保護せんために御三家の権勢を以つて、他藩の同業を壓し、これが発達を妨げ」たように、きわめて特権的なものであった。その流通組織は、「蜜柑方」役人層（元締・荷親）へ生産者代表を組み込みつつも、領主的商品流通の色彩を色濃くもち、為替（為替）決済など幕藩組織の線で処理されていた。つまり、「紀州みかん」の性格は、局部的で特権的独占的な特産物的産地形成であったといえよう。こうした産地独占としての特産地の点的存在が、果実商品生産の出発点の姿であった。

維新以降田畑勝手作等により、各地にみかん産地が勃興するが、明治二〇年代頃まで、右の状況は大きく変化することはなかった。的場徳造によれば、明治三〇年代初頭におけるみかんの主要生産府県は次のようである。(4)つまり、近畿六府県——有田・海草・那賀など和歌山県三八〇〇町歩、泉北・泉南など大阪府二〇〇〇町歩、綴喜・相楽など京都府一二〇〇町歩等々——が合計七〇八千町歩を占めいわゆる「近畿みかん産地」が、名実ともに中心地をなす。第二は、東海地方で、庵原・志太・田方などの静岡県九〇〇町歩、吉野・山辺などの神奈川県四〇〇町歩等、東海全体で一三〇〇町歩をこえる。第三は、九州諸県で、飽託・玉名・八代などの熊本県四九〇町歩、薩摩などの鹿

児島県四〇〇町歩等々である。右のように和歌山・大阪(5)を中心として、その他は東海・九州の諸府県のなかに全国的に有名な名産地・特産地が点在していたのである。

明治三〇年代頃に従来の小みかん（紀州みかん）から温州（雲州）みかんへと転換したみかんの産地形成は、日本資本主義の確立にともない、やがて明治後期から大正期にかけての時期を画して、その様相を大きく変えていくことになる。つまり、一九〇〇年代初頭以降「約半世紀の経済は、わが国のみかん栽培を単なる地点としての名産地から、地帯としての産地を形成させた」(6)のである。

注(1) 果樹発達の一般的な特殊性は、すでに指摘されている。例えば森和男は、わが国果樹生産の特色として、①果実種数の多さと生食用中心の生産、②果樹生産における地域性の強さと劣等地利用の生産、③経営の零細性と複合経営の多さ、④労働集約的な篤農的技術、⑤果樹農家の自主性と共販、の五点を挙げている（桑原正信・森和男編著『果樹産業成長論』第一章、一九六九年）。いずれも、その歴史的過程によって刻まれた特徴といえよう。

- (2) 磯辺俊彦「果樹農業発達のあゆみと課題」（農林省蚕糸園芸局『果樹農業発達史』、昭和四七年所収）参照。
(3) 中西英雄『紀州有田柑橋発達史』（大正一五年）、二

六頁。

(4) 的場徳造「西日本の柑橘栽培と農業発展」(『農業総合研究』第一二巻第一号)。

(5) 大阪府のみかんは、正徳年間から泉北郡山瀬村に池田系温州を中心に植栽され、明治以降、山丘を開墾し、「明治時代から大正年代にかけて大発展を遂げた」(大阪府農会『大阪府の柑橘』、昭和三年)。

(6) 的場前出論文、一四九頁。

2 農民的商品生産と大衆品の産地形成

明治末から大正期以降の果樹産地形成をおし進めたのは、旧来の土族授産・地主手作り経営にかわって、小農的商品生産の伸展であった。

この過程の推進力となったのは消費大衆化の進展である。はじめ、きわめて特定の富裕階層にのみ消費される奢侈品であった果実が、しだいに国民大衆が手にしうるように消費の領域を拡大し、まず、いわば大衆的嗜好品へと変わった。こうした需要・消費量の拡大は、とりわけ資本主義の好況局面に著しくあらわれた。

右のような消費構造の大衆化は、一方でより多くの農民層の参加と、他方で需要にみあう農法の変革を呼びおこすこととなった。後者についてみれば、明治期における奢侈品の少量生産

に対応した強剪定・わい化・大果主義から、大正期以降における剪定法の改良と病虫害防除技術の確立による量確保がきわめて大きな変化であった。⁽¹⁾ ちなみに、りんご栽培では袋掛法の普及がこの時期にすむ。

とりわけ、病虫害との闘いを通じて、果樹生産の担い手が交替する。つまり旧来の土族授産や地主手作り(地主直営大農園、例えば津軽の渋沢農園等)による粗放大経営が技術的経営的に破綻し、替わって、自作篤農さらには自作前進層によるきわめて集約的な小農技術によって担われていくのである。⁽²⁾

右の推転過程が、果樹産地形成を、きわめて限定された特産地的なものから、大衆品的な産地へと変えていく原動力となったのである。つまり、資本主義の全国的市場流通に対応した産地形成のあり方は、特産地的独占(近郊・点・分散・自然独占・特産)を打ちこわし、大衆品的な産地を形成する——遠郊・面・量確保・新しい適地の発見と開拓・農民層の参加——ことなかに見出すことができる。

しかし、特産地的独占の打開は、決して容易ではない。畑作などに比較して果樹作の「特産地」的性格の残存は根強いものがある。周知の通り、果樹の成育期間は長く(普通栽培のみかん一二年、りんご九一一年)、その間の成園費を収益ゼロのまま負担せねばならない、という新規参入の問題があった。

戦前期におけるこの解決は、多くは、高地代の平坦耕地の基幹作目である米作における蓄積に依拠して、低地代地への果樹投資が可能とされるという形で解決された。あるいはまた養蚕から果樹への転換にあつては、後出事例のように桑園に果樹苗木を間作し、成育期間の負担を軽減するなど、前年の商品作目になんらかの形で依拠するコースも多かったのである。

さらに、特産地的独占の壁は、市場流通上でも大きかった。早くから市場で名声を確立していた特産地の商品は、大正一二年の中央卸売市場法の制定以降も、大都市市場では銘柄で優位にたち、新興産地が登場するのを抑え、半ば独占状態が存在していた。みかんの場合、のちにみるように、特産地「紀州」に挑戦したのは静岡であった。つまり新産地がチャレンジャーとして登場——はじめは地方都市市場や「大陸」市場への出荷中心——することによって、激しい産地間競争を経ながら、全体としてみかん生産の外延的拡大と発展がはかられていったのである。

つまり、産地間競争に積極的に参加することによって、農民層は全国的市場と結びつき常に競争の場におかれ、自ら販売組合を組織し、技術革新を進めるなど、商品生産者としての自立を勝ち取っていくのである。この点、果樹産業発達のパックグラウンドは、養蚕を始めとする畑作の商業的農業の発展のなか

に求められるのである。ちなみに、静岡・愛媛・長野・山梨・福島・山形など、かつての養蚕・畑作地帯が今日の主要な果樹地帯を成している場合も少なくないのである。⁽³⁾

〔補注〕 農民的商品生産の発展による、特産地独占打破の程度は、みかんとりんごとはかなり異なっている。つまり、みかんの場合、トップ産地の新旧交替（和歌山↓静岡↓愛媛↓九州）がかなり明瞭にみられるのに対して、りんごの場合は、青森なかでも津軽の圧倒的地位が一貫して保持されており、それだけ特産地の壁が厚いものになっている。

このちがいは、一つは、戦後、みかんが必需品的で大衆消費的果実として伸長したのに対し、りんごはむしろ嗜好品的で高級化・高価格化つまり供給制限の道を歩み、全体として生産量を停滞させてしまい、長野などの新産地の成長する余地をせばめてしまったことによる。⁽⁴⁾ つまり、外国果実（バナナ）を含む市場競争がそれだけ厳しかったのである。

第二に、みかんとりんごでは商品自体の性格がかなり異質である。みかんは典型的な腐敗性商品でより野菜的・生鮮食品的であるのに対し、りんご——とくに国光等——は、はるかに貯蔵性能に富み、冷凍技術の進歩によって長期の

貯蔵供給調整が可能である。つまり、りんごをスペキュレーションの対象として産地商人が跋扈しうることになる。それが、農協共販を軸とした新産地の進出を制約した。

なお、りんご産地の最近の動向として、農協主導の無袋栽培（山形県朝日町・弘前市下湯口等々）は、この点からみても新しい方向として注目される。

注(1) この農法変革の過程は、愛媛県青果農業協同組合連合会『愛媛県果樹園芸史』（一九六八年）に詳しい。なお、拙稿「省力化の技術構造」第二一四図（前出）『かん危機の経済分析』、七六頁）参照。

(2) リンゴの農法変革については、青森県りんご協会『青森県りんご百年史』（一九七七年）に集大成されている。

(3) 果樹発展における養蚕の果たした役割は、昭和恐慌後の養蚕瓦解に対応する新たな商品作目導入の一環としての果樹拡大過程、そしてまた、昭和二〇〜三〇年代の養蚕後退の中で果樹地帯が形成される過程、以上の二つの時期を検討する必要があるだろう。今後の課題としたい。

(4) 戦後みかんがリンゴと対照的に、大衆消費の方向で発展してきた点を評価するものに、近藤康男「戦後みかん栽培の消長」（『武蔵大学論集』第二六巻第二号、

一九七八年）等の論説がある。

3 傾斜地利用と地域農業の再編成

果樹産業の大衆品の産地形成の過程、つまり消費増大・小農的集約技術の確立・自（小）作農等への果樹栽培農民層の拡大・新産地形成・販売組合の組織化などの一連の変革過程は、一定地域の農耕体系にとっても大きな影響を及ぼすものであった。

つまり、現実の産地形成の過程は、みかんなり、りんごという特定の果実が、一定地域における農業生産の自然的経済的社会的な諸条件にそれなりの適合性を見出し、しだいにゆるぎない地位を確保していくことに外ならないからである。しかし、従来みられるように、「主産地形成」を仮に単一作目的視点でとらえたとすれば、右の特定果実が導入されることによって地域農業が全体としてどう再編成されるか、という視角は欠落せざるをえないであろう。

ここで重要な点は、

① 地域農業における基幹作目（メインクロープ）の存在構造と、副次作目（マイナークロープ）の存在構造と、その相互規定関係および、そこで果樹生産がどのような位置を占めるか。

② 果実商品生産が定着するために、排除されあるいは後退

した前作目の種類と構成そして、前作目（養蚕等々）の果樹産葉発達に果たした役割と意義。

③ 果樹定着のために、その地域のどのような土地が活用されたか——田・畑・桑園などの地目構成、平坦耕地と傾斜地・台地などの地代序列、自作地・小作地・部落共有地・国有地などの土地所有構造の三点からみた土地の編成。

④ 果樹定着の担い手となった農民層の性格と経営形態、とくに農民経営の年間を通じた労働投下様式がどのように再編成されたか、という労働力の編成。

の四点である。つまり、本稿では、地域の作目構成・土地所有の構造・農民諸階層の性格・経営形態といった、いわば地域農業的視点から、産地形成過程を分析することによって、みかん危機現段階の構造をより深く明らかにしようとするのである。

この点からみて、戦前期における寄生地主制のもとの果樹生産の導入と定着は、多くは、地域の基幹作目である米作の蓄積に依拠して進められた。そして果樹の立地は、米作基準の高率小作料の支配が及ばない、地代の低位な土地を余儀なくされた。つまり、平坦耕地の外縁部に広がる傾斜地（河成段丘・扇状地・台地・山岳の裾野および河川敷などの未利用地）に主に立地することになった。

これらの傾斜地は従来、麦・いも・豆・そば・雑穀などの粗

放な畑作に利用される場合が多かった⁽¹⁾。あるいは、馬産のための採草地や放牧地、あるいは桑園として利用されるか、旧型の商品作物（榎実・紅花・楮）あるいは落葉果樹が栽培されていた。そして、これらの粗放畑作や養蚕や、旧型の商品作物の後退のなから、しだいに果樹生産が定着していったのである。

また、右の傾斜地の所有関係は、自作普通畑の転換という場合も多いが、樹園地の飛躍的拡大の時期には、部落共有地（入会採草地・共有山・割替畑）の分割と開墾が決定的な役割を果たす場合がしばしばみられる。国有林野の払い下げも同様な意義をもった⁽²⁾。また、はじめ地主や自作上層農の宅地内菜園や畑地のごく一部に果樹が散在的に植栽されていた段階から、部落共有地・未利用地の分割などを契機として、広く農民層がその集団的な栽培に参加するようになるのである。

つまり、戦前期のわが国の果樹生産は、戦前期農業の基本線である「平坦耕地・高地代・米作・地主的土地所有」の支配に対して、「傾斜地・低地代・果樹作・共有地・自作地・副業的商品生産」という性格をおびた、いわば重層的構造をもって、傾斜地に立地していったのである。このような戦前期的構造によって余儀なくされた、わが国果樹生産の傾斜地利用という基本型は、戦後の展開にいたるまで基本的に継承された。

第2表は、戦後におけるみかん主要産地九県の立地する土地

第2表 みかん産地形成と傾斜地利用

	開園前の地目別面積割合 (%)				園地の傾斜度別面積割合 (%)			
	水田	普通畑	園地・樹その他の畑	非耕地(山林)	段畑	急傾斜	緩傾斜	平地
静岡	15	37	14	34	57	7	14	22
和歌山	48	8	10	35	61	5	17	17
広島	8	54	14	24	65	10	18	7
愛媛	8	41	9	42	41	22	25	12
福岡	10	14	4	72	58	5	17	20
佐賀	8	23	3	66	60	6	22	12
長崎	1	67	1	31	65	2	15	18
熊本	1	31	10	58	75	4	8	13
大分	6	34	1	59	37	7	34	22
全国(主要県計)	9	38	6	47	53	10	20	17

注. 農林省昭和43年度『作物統計』, 134頁による。なお開園前の地目別面積割合は、昭和39年より43年へかけての5年間における開園についてみたものである。なお傾斜度15度以上を急傾斜とする。

条件をみたものである。同表の園地の傾斜度別面積割合をみると、平地の占める割合が圧倒的に少なく、九県平均で一七%、反対に段畑(斜面へ石積み等をした段々畑)が半ば以上(五三%)を占めている。また、一般に「耕して天に至る」といわれるほどの急傾斜地の割合も無視できず、愛媛では二二%に及んでいる。なお九州諸県は急傾斜地が少なく、五県平均で四・八%である。いずれにせよ、同表はみかん生産が傾斜地農業としてのみ成立している特徴をよくあらわしている⁽⁵⁾。

また、同表の開園前地目の構成(昭和三九〜四三年)をみると、山林原野等の非耕地の開墾の多さ(四七%、とくに九州諸県)とともに、普通畑の転換(三八%、とくに長崎・広島・愛媛)による開園が注目を集める。この開園前地目構成には、きわめて濃厚に戦後のな地域農業再編の特殊性がみられる。

一般に、戦前における「わが国農業の商品化の進行過程をみると、ごく概括的には雑穀中心の畑作において雑穀が脱落して商品作物が入ってくる」過程、つまり、雑穀中心の段畑・傾斜地に漸次商品作物が入り、その一環として果樹園化していったのである。しかし、戦後になると、自給作物としてこの雑穀の後退だけにとどまらず、麦・陸稲・豆類などの普通畑作物の総退却を余儀なくされ、地域農業における基幹作物それぞれ自体の転換をもせまられたのである。

例えば、戦後、岩手の北上山系では、かつて麦・大豆・稗の二年三作のおこなわれた畑作地帯で、その基幹作目がタバコやホップであるという情況が生まれている⁽⁷⁾。同じように、愛媛の南予地方など西南暖地の一部では、地域畑作の基幹作目が温州みかんである、という編成替えがおこなわれたのである。

また、九州諸県を中心に、昭和三〇年代以降の構造改善投資による山林原野の開墾・開園（ブルトナーザーによる造成技術の普及）によって大規模開園が一気に進められたことも新たな特徴である。さらに、水田へのみかん植栽が進められ、全国九%、和歌山では四八%までが、この時期の開園にしろる水田転換園であるという、まさに異常な、すでにみた果実産地形成の歴史的なあり方とは、異質な事態が進行したのである。

このように戦後の果実産地形成においては、構改投資による大規模園地造成などを通じて、みかんが副業的位置から地域農業の基幹作目にまでその比重を拡大し、あるいは米作基準の高代負担にたえ水田へまでみかんが進出するといった「逆転」がおこるなど、果樹生産をめぐるきわめて戦後的なあるいは異常な地域農業の編成があった。

しかし、基本的に果樹が傾斜地を利用して発展する、という線は今日まで貫かれていますのである。

これまでみてきたような地域農業の土地をめぐる再編は、労

働力再編と対応するものである。この点はのちの五で詳しくみていきたい。ここでは戦前期における労働編成の特徴として次の点だけ指摘しておこう。

昭和一〇年代半ばに、準戦時体制下にあつて果樹が一つのピークをむかえていたが、その波頭に突出した果樹旧型「富農」層も、その労働力存立基盤は、米作と地主制下の農民層分解を通じて析出される貧農層・雑業層の低賃金労働力に依拠していたのである。果樹地帯の年雇賃金も米作基準の相場にしたがっていた⁽⁸⁾。

以上みてきたように、戦前期における果実産地形成は、地主的土地所有の及びにくい低地代の共有地Ⅱ傾斜地に立地し、米作基準の低賃金労働力に依拠する等、地主制的農村構造の弱い環に成立した商品生産でしかなかったといえよう。しかしながら、広範な未利用地「傾斜地」を開拓するなど地域農業を一層発展させる可能性をひきだし、それらを商品生産に適合しうるものに再編し、その編成主体として農民層の主体的力量——小農技術の確立・販売組合の組織化——を高めていった点において、農地改革後の発展を準備したのである。

注(一) 青森県津軽の岩木川周辺台地りんご地帯は、かつて

雑穀を主とした粗放畑作の貧村地帯であった(青森県

農会『中津軽郡清水村農事調査』明治四三年)。

- (2) 東根市史編集資料『若木開拓史』(一九七八年)参照。山形県の昭和開拓で雑穀・養蚕の散在地帯が、戦後に神町農協を中心の有数の果樹地帯を形成してきた。
- (3) 寒河江市「前山果樹園における生産の共同化とそのおいたち」(昭和三五年)。慈恩寺周辺の小規模農家の増反を中心とした、村有地(財産区有)の共同開墾によって、果樹導入を集团的に成功させた事例である。
- (4) 磯辺俊彦「商業的農業展開の諸条件」(『農業総合研究』第八巻第四号)参照。
- (5) 果樹生産の傾斜地立地は、その生産費を複雑なものとし、豊度概念の規定を多様なものとする。
- (6) 古島敏雄「農民解放を阻む山地農業の諸問題」(『潮流講座経済学全集』所収)。
- (7) 宇佐美繁「牧野利用と地域農業」(『日本の農業』一五号)および同『地域農業の展開と混牧林活用』(農政調査委員会)参照。
- (8) 「昭和一六年『華果地帯農業経済調査』」(農業総合研究所積雪地方支所『研究資料』第三七号)参照。

四、みかんの発展段階と産地間対抗

——いわゆる愛媛段階の

性格について——

すでにみたように、果実産地の形成と拡大は、端初の特産

地の成立と、経済変動を通じて上昇する新興産地との対抗を通じてすすめられた。みかんの場合は、りんごや他の果実にくらべて右の過程を典型的にみることができる。つまり端的にいって、明治以降におけるみかん発展を主導してきた諸産地は、江戸時代からの和歌山、――明治末から大正期へかけて和歌山・大阪等の近畿諸府県、――昭和戦前期の静岡、――戦後高度成長期の愛媛さらに九州諸県、という変遷を重ねてきたのである。つまり、その時代に、どのような産地が青果物市場で優位を占めるかが、みかん産業の発展段階を画することになる。

我々は、みかん危機段階の直接的な前提条件として、いわゆる愛媛段階を想定してみたいと考えており、以下、その愛媛段階にいたる諸段階の性格と意義について明らかにしていきたい。

1 戦前期——先進地和歌山をめぐる産地間対抗——

第3表は、みかん栽培面積上位九県(昭和五〇年)の明治初年以降における産地形成のあしどりをみたものである。戦前期では、前出統計および県別植栽本数を表出し、戦後期ではみかん植栽全園面積および成園率——全園面積にしめる成園の割合——をしめした。

同表により全国動向をみると、植栽本数で明治四三年の二二・三三・六万本から、戦前ピークの昭和一五年に三三一・九・八万

第3表 みかん主要生産県の発展過程

	単位	静 岡	和 歌 山	広 島	愛 媛	福 岡
明治 7	(円)	5,116(4)	69,273(60)	2,991(3)	1,905(2)	4,070(4)
明治30年 代初頭	(町)	915(8)	3,874(36)			199(2)
明治 43	(千本)	1,314(11)	3,417(28)	337(3)	317(3)	365(3)
大正 9	(\neq)	3,017(16)	4,068(22)	937(5)	925(5)	606(3)
昭和 5	(\neq)	3,847(18)	4,880(23)	1,171(5)	1,510(7)	763(4)
15	(\neq)	7,787(23)	5,672(17)	1,666(5)	2,770(8)	1,011(3)
昭和 25	(ha)	6,026(95)	4,091(92)	2,382(93)	4,186(93)	700(92)
30	(\neq)	8,470(91)	4,490(88)	2,610(89)	4,320(88)	930(86)
35	(\neq)	11,800(78)	5,810(83)	3,740(69)	8,590(71)	3,110(49)
40	(\neq)	14,800(74)	9,490(65)	6,410(57)	15,100(63)	5,510(52)
45	(\neq)	17,700(75)	12,100(74)	8,510(69)	21,500(73)	8,570(65)
50	(\neq)	17,800(85)	13,100(86)	8,070(90)	22,100(91)	9,090(86)
	単位	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	全 国
明治 7	(円)	529(-)	3,682(3)	6,784(6)	1,053(1)	115,969(100)
明治30年 代初頭	(町)	60(1)	107(1)	494(5)	186(2)	10,808(100)
明治 43	(千本)	217(2)	566(5)	238(2)	407(3)	12,336(100)
大正 9	(\neq)	356(2)	415(2)	493(3)	834(4)	18,830(100)
昭和 5	(\neq)	288(1)	395(2)	554(3)	886(4)	21,647(100)
15	(\neq)	437(1)	600(2)	867(3)	1,308(4)	33,198(100)
昭和 25	(ha)	827(85)	731(91)	1,161(92)	1,435(86)	32,397(92)
30	(\neq)	1,430(72)	1,260(75)	1,750(86)	1,680(92)	39,730(87)
35	(\neq)	3,700(55)	2,850(42)	2,910(63)	2,720(60)	63,600(70)
40	(\neq)	8,510(42)	9,100(27)	7,430(43)	5,950(45)	115,200(55)
45	(\neq)	13,100(56)	13,900(42)	12,700(48)	9,430(52)	163,000(62)
50	(\neq)	14,800(81)	14,500(77)	13,000(76)	9,500(82)	169,400(83)

注. 明治7年は『府県物産表』(前出第1表)の物産額, 明治30年代初頭はの場前出論文(147頁)の推定面積, 明治43年以降は『農商務統計表』『農林省統計表』で, 戦前は植栽本数, 戦後は栽培面積をしめす. なお()内は戦前は各県の構成比を, 戦後は成園率(栽培面積に対する成園面積の割合)をそれぞれ記す. 『物産表』はみかん, ただし福岡のみ柑橘類で表出してある.

本へと、約三〇年間に三倍近い伸長をみせている。右の過程を時期別にみると、明治末から昭和初年までの拡大テンポよりも、昭和五年から一五年、つまり昭和農業恐慌後の一〇年間に於ける拡大テンポが、きわめて大きいことが知れる。この一九三〇年代の一〇年間に於ける植栽本数の増加は、全国平均五三%増、各生産県の動向としては、静岡一〇二%増、愛媛八三%増など、とくに著しいものがある。

明治末から昭和戦前期にかけてのみかん諸産地の対抗関係は、旧産地和歌山と静岡などの新産地の台頭を基軸に進んだ。明治初年に全国産出額の半ば以上を占めた和歌山も、他産地の登場で相対的に地盤沈下し、明治四三年の全国比(樹数)二八%——二位静岡一%——の水準から、大正期の停滞をへて、昭和一五年段階には、主位の座を静岡(二三%)へ明けわたし、二位(一七%)へ落ちるといった状況を呈している。新産地静岡は、昭和農業恐慌後の一九三〇年代に、ついに和歌山を捕捉し逆転することができたのである。つまり、わが国みかん産業の発展段階における「和歌山段階」(特産物的産地形成)から「静岡段階」(戦前における大衆的産地形成の初発段階)への移行がすんだ⁽¹⁾。

なお、戦前期に静岡につづいて急速に上昇したのが愛媛で、明治末の全国比三%の水準から昭和七年には大阪を追いこし、

昭和一五年には同八%へと、全国三位の位置を占めるに至っている。

〔補注 和歌山みかんの特権性と先進性〕

和歌山段階は、位置と豊度の優等地の特産地的独占を基礎に、①組織的な出荷体制、②反収の安定的高位、③東京等大卸売市場の独占、という内実をもって一発展段階を画したのである。ここで、そうした和歌山みかん産地の性格を検討しよう。

和歌山みかんは、主に有田川・紀ノ川の兩岸の山腹傾斜地を有田式(段畑式)開墾によって拓かれ、「平野ノ乏しきことは、穀物の栽培に不便であるがために、氣候及び土壌等と相俟って柑橘業の隆盛を促したる一因」⁽³⁾といわれるような自然条件に立地した。つまり、地勢は、イ、高距一〇〇〜三〇〇メートル、ロ、傾斜一五〜三五度、ハ、南面あるいは南東面に位置し、地質・土壌は有田川北岸の御荷鉾系の輝岩など、角礫を含有し排水の良い、かつ石灰分に富んだ母岩を有する土壌に植栽され、年平均気温一六度、無霜日二三〇日、年降水量一五三七ミリ、降水日数一四一日(田殿)という恵まれた土壌・氣候が、紀州みかん産地形成を可能とした自然条件であった。

藩制期は藩主徳川公の保護奨励によって紀州みかん(小

みかん)の江戸への輸送販売の体制は、各村の株組——荷親——元締(蜜柑方)——荷主代(江戸駐在)という系列をもって組織されていた。維新後、明治九年に「新蜜柑方」への改組、同一四年、各村より選出された任期四年の議員七十余名からなる「蜜柑方会議」への再編などを経て、明治二〇年頃に伊都・那賀両郡に南陽社の設立、三八年有田柑橘同業組合(四千余名)を組織するに至り、みかん(温州みかんへ転換)出荷体制は同業組合(生産者と商人との連合体)の時代に入る。しかしその後、明治末年から組合外出荷が増加し、大正四年満鮮輸出組合の設立を始め大正期には群雄割拠の状況となる。

つぎの第4表は、明治末から昭和一〇年頃までの和歌山みかんの動向をみたものだが、栽培面積は大正中期に停滞しかし大正末から反当収量は平均三〇〇貫を突破、総収穫高も増大してきた。しかるに、昭和九年の和歌山・大阪地方の風水害等特に甚しく反当収量は大きく落ち込み、その結果、みかん総販売額で静岡県(四七四万円、全国の二六%)が和歌山県(二一八万円、同一二%)をおさえて首位の座につくことになる。同表、昭和九一一年の収量変動の激しさにもみるように、さしもの旧産地和歌山も生産力の疲弊の危機に直面していた。

《ノット》 みかん危機と農法再編の課題

第4表 和歌山みかんの動向

年次	総栽培面積 町	総収穫高 千貫	平均反当収量 貫	平均反当粗収益 円	平均当価格 銭
平均					
明治35~38	1,668	3,730	223.6	33.24	
39~42	2,050	4,851	236.5	41.67	
43~大正2	2,483	7,104	285.9	32.41	
大正3~6	2,966	7,154	241.1	28.50	
7~10	3,260	10,935	335.4	83.67	25
11~14	3,350	12,633	377.1	97.95	26
昭和1~4	4,052	13,092	323.0	86.82	26
5~8	4,701	19,579	416.5	84.57	20
9	5,135	7,509	146.2	39.00	27
10	5,309	26,427	497.8	64.40	13
11	5,482	9,900	180.0	52.35	29

注. 山崎直樹『和歌山県柑橘類の農業地理学的研究』(昭和13年), 23頁第15表, 140頁第65表, 204頁第126表等による。なお昭和9,11年は旱害, 風水害が甚しかった。

なお、昭和一〇年頃の和歌山県の諸郡の出荷対応は、超一流の有田郡がその半ば以上を東京へ集中出荷し、海草郡は名古屋・京都・大阪へ、内陸の那賀・伊都両郡は五と六割が満州への輸出に充てる、といった分担をしていた。したがって和歌山みかんが相対的に地盤沈下したとはいえ、大都市卸売市場へは優秀品を集中することによって、やや品質の劣る静岡等に対して、その名声を維持したのである。

つまり和歌山みかんは、本州の中でもっとも恵まれた自然条件（気候・土質）を土台に、①生産者が半官半民とはいえ組織的な出荷体制の経験を積み同業組合をも自ら組織し、②反収上昇等の農法改善も進め、③内部的に出荷先別産地区分を行い市場銘柄を維持する、といった先進性を、都市の近郊という位置の優位と永い歴史の蓄積といった条件に加味することによって、みかん産業の輝かしい一発展段階を画してきたのである。

注(1) 戦前の「静岡段階」への移行のメカニズムについて一言ふれておきたい。この段階で首都圏への勤労者の集積と消費拡大を軸に、初発的な「大衆品の産地」が、一応は形成されたのであるが、それは戦後の「愛媛段階」に比べるときわめて未展開であった。つまり戦後の農協共販と比べた協同組合の弱さと、果実消費の大

衆化がそれ程は進まなかったという限界面とを、この「静岡段階」は体現せざるをえなかったのである。

(2) この項は次の文献におう。和歌山県農会『蜜柑乃紀州』（明治四五年）、中西英雄『紀州有田柑橘発達史』（大正一五年）、山崎直樹『和歌山県柑橘類の農業地理学的研究』（昭和一三年）。右の三つの異なる時期の報告は、それぞれの時代の問題点を反映して、産業確立と病害虫防除、出荷組織の再編、生産諸力と立地条件の三点に力点がある。

(3) 山崎直樹、前掲書、三七頁。

2 戦後のみかん発展——愛媛段階としての総括——

やがて、戦時体制下に入ると、一般に果樹は「食糧増産」政策のもとで不要不急の作目として強制的伐採令等の対象とされる。

敗戦と農地改革の時代に、一時的に食料・甘味不足を背景とした「果実ブーム」を現出するが、戦時中の果樹園荒廢を克服し、安定した生産力水準を回復するのは、昭和三〇年頃からである。

戦後のみかん生産は、昭和三〇年代に入ってから急速な拡大をとげる。先の第3表による全国植栽面積は、昭和二五年の三万二千余ヘクタールから、昭和四五年には一六万三千ヘクター

ルへと、わずか二〇年間のあいだに約四倍強の驚異的な拡大をとげる。とりわけ昭和三〇年代の一〇年間の増植率は一九〇%増——県別には愛媛二五〇%、静岡七五%、和歌山一一一%、福岡四九二%、佐賀四九五%、長崎六二二%、熊本三二五%、大分二五四%と愛媛と九州諸県で激増——に達し、右の急速な増植の結果、昭和四〇年の平均の成園率は五五%へ低下、ここにいわゆる「不安な繁栄」⁽¹⁾といわれる事態にたちいたる。

いうまでもなく、戦後高度成長の過程で国民の消費購買力が増大し、拡大された消費対象の一つとしてみかんが優先的に選択されるといふ条件のもとで、供給に生産増大を上まわる需要増大がありえた。このもとで、みかん生産は、栽培面積増大・総生産量増加・栽培農家数増大という三者が併進するきわめて正常な、それゆえ戦後の一般作目の状況からすればむしろ特殊な拡大過程をたどるのである。

みかんの総生産量の推移をみると、戦後昭和二七〜三〇年まで四〇〜五〇万トンでできたが、三一〜三二年に六〇万トン台、ついで三三〜三四年に七〇万トン台、さらに三五〜三七年には八〇万トン台と、この時期は二〜三年間に約一〇万トンずつ全国生産量がレベルアップするという増大をしめた。それが三八年以降急速に増加し、三九〜四二年に一〇〇万トン台、「第一次価格暴落」といわれる、昭和四三年には二三五万トンへと

一気に拡大した。当時の平均成園率が前出第3表のように五・六割という低さであったから、樹齢高齢化、生産安定化にしたがい、三〇〇〜四〇〇万トン水準への接近という事態はすでに予想されたのである。

ところが、日本の果樹産業が、いわゆる「選択的拡大部門」として位置づけられ、政府の補助金や制度金融の条件が広く与えられ、果実政策が本格化するのには、昭和三六年農基法・果樹農業振興法以降のことである。

〔補注 戦後の果実政策の展開〕

- 昭和二三年 新品種登録制
- 昭和二五年 長野等に県令青果物検査制度
- 昭和三二年 新農村政策要綱
- 昭和三六年 果樹農業振興措置法
- 昭和三八年 生鮮食糧品流通改善対策要綱、バナナの自由化決定
- 昭和三九年 レモンの自由化決定
- 昭和四六年 グレープフルーツの自由化実施
- 昭和四七年 加工原料用果実価格安定対策
- 昭和五三年 おうとう自由化、果汁輸入枠の拡大

こうして、果樹とりわけみかんの増産は、果振法にもとづく、

①果樹園経営改善資金(三六年)、②農業構造改善事業推進資金

(三八年)、③農業近代化資金・農業改良資金などの制度資金の拡大によって著しく助長された。そのもとで、新規開園における借入金依存率は四〇〜五〇％へ高まり、補助金等を加えると、開園費用の自己資金比率はわずか三〇〜四〇％の水準といった事態も生まれた。このみかん部門に新たに開かれた制度金融利用の条件は、一方で零細農家層のみかん栽培参入や面積拡大を可能とするきわめて有利な条件となった。⁽²⁾しかし他方、のちにみる「粗放化大経営」といわれるような、山林を購入開園しみかんの高い地代負担力にものをいわせて他町村へも出作り園を取得する、みかん上層農の急角度の規模拡大をも促進することとなったのである。

このような戦後のみかん発展の段階を、ここでは「愛媛段階」(農協共販を軸とした大衆品の産地形成の本格的成立)として総括する。その指標はさしあたり産地の栽培面積と生産量の量的比重である。前出第3表のように、愛媛は三〇年前半に和歌山を抜き二位となり、さらに四〇年には栽培面積において、四三年には生産量において、それぞれ静岡を抜き首位になっている。つまり昭和四〇〜四三年頃に、愛媛みかんは量的にみて、みかん国内市場のトップに立ったのである。いわゆる「愛媛段階」とは、和歌山・静岡等の旧産地に対して愛媛に象徴されるようなタイプの産地がみかん部門全体の発展をリードしていっ

た事態を意味する。つまり、京浜・中京などの消費地に近い旧産地に対して、はるかに大市場から距離のある遠隔地の愛媛——さらに九州諸県——が、農協共販の大量出荷体制を軸に、大衆的大量の消費——酸味の強い静岡みかんより甘い愛媛みかんが大量消費に適合した——に対応しうる形態を創出し、いわゆる本格的な大衆品の産地を形成していった過程がそれである。

愛媛の場合、市場に遠くかつ後進的参入である不利な条件を、組織的な共同出荷体制によって克服していった。つまり、部落实体単位に結成された数百の小規模出荷組合をベースに、次の補注の如く、共選を軸にしたその統合によって、農協共販が力をつけ、京浜等の大卸売市場へ集中出荷し、価格を有利化していったのである。

つまり、「愛媛段階」は、戦後の勤労者世帯の消費大衆化に対応した、大量生産(共同防除・共同摘果などによる技術標準化、つまり品質均等化)・大量出荷(機械共選・共選統合・出荷単位の拡大)を、大型農協共販が担っていくという路線であった。この大型合併⁽³⁾「近代化」が今日厳選主義、「品質管理」⁽⁴⁾農家区分、等々多くの問題を惹起しているにしても、生産者自らが商人を排除し、生産から流通の一貫体制として農協組織を發展させてきたことは、多くの制約つきではあるが、その前進面として評価されるのである。

〔補注 愛媛段階の指標〕

いわゆるみかんの愛媛段階を特徴づける指標は、市場流通的な視角からみると、次の三点であるといわれている。

つまり、①共選統合による大型共選（オートメー機械共選）、②ダンボール箱バラ詰め出荷、③全国統一規格にもとづく規格統一である。

愛媛における果実選果所は、農協・出荷組合が掌握し、一般には単に「共選」と呼ばれるが、その実質的機能は集荷・選別・荷造り・評価採点にとどまらず、銘柄や小マーケを設定し、一定の品質を社会的に表示する機能をも担っているのである。これら「共選」発展の歴史をみると、戦後直後には部落単位の共選が群立していたが、やがて昭和三〇年代に旧町村あるいは市町村単位への共選の統合が進められた。昭和三十六年にはわが国で初めて越智園芸連の小西園協へオートメ選果機が導入された。これを嚆矢として、三七年温泉青果の大型選果場（四二年、一日四八〇トン）、三八年宇和青果の本部共選、三九年西宇和青果中央共選（一五〇トン）、同年伊予園芸第一共選（三六〇トン——構改補助）、四〇年越智園芸第一共選（三六〇トン、島しょ部——構改補助）、四一年中島農協中央共選（四八〇トン——構改補助）や宇和青果第二・第三共選の設立、など、昭和

三六から四一年へかけて愛媛における共選統合がすさまじい勢いで進むことになる。⁽⁴⁾

この共選統合と併行して、みかんの商品規格が昭和三六一年に全国統一規格となり、あるいは、同年頃から従来の木箱・手詰め出荷が愛媛を先頭にダンボール箱・バラ詰め出荷へ移行する。

つまり、いわゆる「愛媛段階」とは、みかん消費の大衆化に対応して、みかん商品の規格・包装・品質の大量生産⇨販売体制を構築したことであり、その中軸が共選統合であったといえよう。それはまた、部落単位の出荷組合をただいに協同・統合し農協の組織力を蓄積してきた過程であり、宇和青果・温泉青果など郡単位にまで及ぶ大型農協も、支部⇨推進班機能の弱化など今日からみれば幾多の問題をかかえているとはいえ、右の過程の頂点に位置しているのである。

昭和四〇〜四三年頃に「愛媛段階」が、その頂点に達すると同時に、強力な競争相手として登場してきたのが九州諸県の産地である。つまり、昭和三〇年代から、佐賀・長崎・熊本などが急成長をとり、昭和四〇年前後には平均成園率を三〇〜四〇%へ落とす、つまり未成園が六〜七割を占めるほどの急速な開園・新植が進められていた。

一般に、九州諸県の新興みかん産地は、愛媛の旧産地のよう
な急傾斜地は少なく、比較的平坦な土地に立地している（前出
第2表参照）。したがって九州新産地は原生的な「作業性豊度」
（労働生産性からみた平坦地・傾斜地の差等を基礎とする豊度）
で愛媛を陵駕し、それだけ低生産費を打ち出す条件を備えてい
た。さらに、さきの果振法・農基法による構改投資による大規
模園地造成が集中的にすすめられたものも九州諸県である。例
えば大分県杵築市における開拓パイロット・構改投資等による
大開園・大規模経営の創出など数多くの事例が紹介されている。⁽⁵⁾
その大規模開園の技術的基礎は機械開墾の発達と計画密植法に
より育成期間を短縮したことであり、また他方丘陵平坦地への
立地がスピードスプレーヤーによる病虫害防除を可能とした。そ
の結果、九州産みかんは、より低コストの大量出荷という方向
を顕著に打ち出したのである。そして、これら九州の新興産地
の出荷組織と体制は、愛媛の到達した水準をそのまま継承し、
農協共選を軸とした共販体制は、大きく横の広がりを獲得する
こととなった。こうして、わが国みかんの遠郊における大衆品
的産地形成が定着した。

こうした九州新産地の動向によって、愛媛産地は追い詰めら
れ、それだけ危機感を醸成されることとなっている。

そして、九州諸県をふくめ新旧産地総体が、危機の段階に入

り、ともにその打開の方向を模索する中で、生産者自らが組織
してきた農協共販の、今日の危機打開に果たす役割の重要さを
認識するに至っているのである。つまり危機ゆえにこそ、愛媛
と九州産地との連帯さらに新旧の諸産地との連帯の、基盤も広
がっている。⁽⁶⁾

〔補注〕 佐賀・玉島みかん発展にみる地域農業編成の主体
九州諸県のみかん産地がすべて「新興的」なのではなく、
例えば、長崎の西彼杵・伊木力、大分の北海道・津久見、
熊本の飽託・玉名などの有名産地も点在していた。そうし
た名産地の一つ、佐賀県東松浦郡玉島村の産地形成の過程
を克明に分析した労作に、宮島昭次郎『玉島蜜柑発達史』
（佐賀県農試、昭和三年）がある。同書は、地域農業の
再編過程を、その変革主体の歴史的形成との関連で論じて
おり、大変に興味深い。その一部をつぎに紹介する。

幕藩体制下の天明八年（一七八八）、唐津近在の玉島一円
の農民二万五千人は、遊水地田畑（永川・水洗）の検地
に反対して、大庄屋の指揮下に海岸の虹の松原に結集し、
「永川」地の無年貢化・減免・差抜米問題等々の旧状復元
を要求し、整然とした一九日間に及ぶ大一揆を闘った。こ
こを起点に、幕末期へかけて、玉島の農民はきびしい貢租
負担に対抗して、新田開発や特用作物・果実類栽培をとり

いれ、自らの生産を畑作商品生産化へ高めるといふ積極的な途をえらびとるのである。

幕末、明治初期になると、玉島の地域農業は米麦・雑穀を基礎に、菜子・菜種油、樅実・ロウソク、楮皮・紙漉の三者が手作地主に担われるようになる。さらに、明治三〇年代になると、前二者が後退し、代わって小農的な作目として、みかんが導入されてくる（唐津湾三平原みかん）。しかし、それは「あのおよか粟畠に又なんでもミカンなぞ」という根強い抵抗にあった。これに対し玉島の自作中農層は「平原柑橘栽培改良会」（明治三二年、八名で結成、各自の園巡視と討議、苗木購入資金のための苗木講など）を自ら主体的に組織することにより地域農業再編の途を進めたのである。

その後、明治末の病虫害多発、大正期の紙漉・養蚕ブームの中でみかんの後退がみられたが、昭和農業恐慌後には、産業組合の組織化などにより、みかん・和紙・繭の中でみかんが主位を占め、玉島農業の基幹作目としての位置にまで高まってくるのである。昭和一〇年代の後半、他産地で園地荒廢化が進むなかで、玉島みかんはむしろ生産を増加し輸出を拡大しその名声を高めた。また戦後もしち早く玉島村果実農協を組織し、農協共販を発展させているのである。

《ノート》 みかん危機と農法再編の課題

る。

なお、玉島の産地形成が、水田基軸の自給体制の一層の強化という消極面と、新しい商品作目を導入するという積極面とが分離であった状態、つまり水田農業母体のうえでのみ特産地化が可能であった形態を、宮島は「日本型特産地化傾向」（同書、一七四頁）としている。この点も傾斜地利用から地域農業再編を考える上で克服されるべき重要な問題のひとつであろう。

注(1) 宮島昭次郎「果樹——不安な繁栄」（石渡貞雄編『日本農業の生産力構造』所収）。

(2) 前出、桑原・森編著『果樹産業成長論』第一章三八頁。

(3) 吉田浩「ミカン危機下の共販の現状」（前出『方向』第二部第三章）参照。ここでは、「近代化・大型化」路線の全否定ではなく、達成された農協の組織力を、ひとつの生産諸力として評価していく視角である。

(4) 石川康二「果実マーケティングの展開と成長」（前出『成長論』第六章）。

(5) 笛木昭「果樹」（井野隆一他編『戦後日本の農業と農民』所収）など参照。

(6) 宮崎県では、昭和五三年度から、愛媛県果樹協会の提案と同様な趣旨のみかん価格安定制度を採用するに

至っている。

五、地域農業と農法再編

——愛媛県北宇和郡

吉田町を事例として——

戦後みかんの発展段階を画した、いわゆる「愛媛段階」の性格と、現段階における危機の打開方向を一層鮮明にするため、愛媛県下の一地域——北宇和郡吉田町をとりあげ、その地域農業の歴史と現状を明らかにしていこう。

愛媛県の農業地帯は、一般に東予・中予・南予の三地帯に区分されるが、みかんの中核地帯は、温泉郡と松山市・島嶼部を中心とする中予、および宇和海に臨み段畑の連なる西宇和郡・八幡浜市から北宇和郡・宇和島市へ至る南予、この中・南予二地方に広がっている。

南予地方の中でも北宇和郡吉田町は、旧産地の名声の高い「立間」村をはじめ、喜佐方・奥南・玉津など全国的にも有名な産地をかかえたみかんの中核生産地帯である。これら、町内諸産地は、すでにみた愛媛段階を画する大型農協共販のひとつの典型である宇和青果農協（組合員一万余名、一市三郡）の中心地ともなっている。一般に、南予の中でも、「真穴」「日の丸」などの銘柄で知られる日本でもトップレベルの高級品生産を軸

とした八幡浜市周辺の西宇和青果農協に対して、吉田町・宇和島市を中心とした宇和青果農協は、大衆消費向けの良質のみかんを大量に生産し出荷する体制をとってきており、品質指向か量産指向かという視点からも対照的である。

ところで、吉田町は、旧来の吉田郷つまり吉田藩三万石の城下町を中心とした範域をもって構成され、昭和三〇年に六カ町村の対等合併によって成立した、人口二万二千余人の町である。町の主要産業は農業であり、なかならず、みかんの生産と流通とが町経済全体の帰趨を制する位置を占めている。

吉田町の概念図をつぎに掲げておく（第一図）。

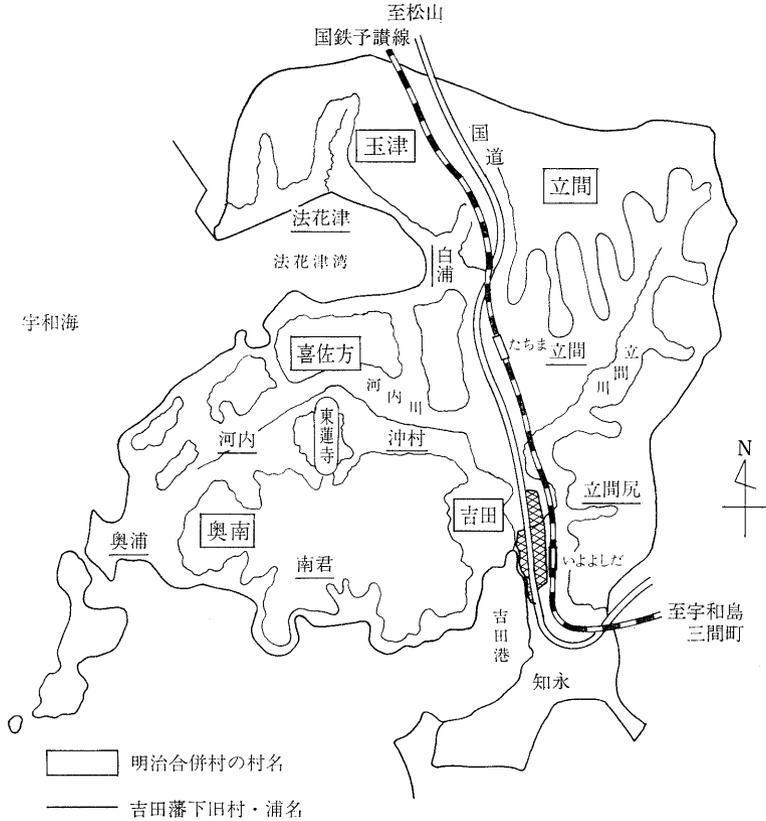
以下、一八世紀末の吉田騒動と以降の商業的農業の歴史、そこを貫いて脈打つ地域農業の再編の変革主体の形成過程をみていくことにする。

1 吉田騒動と藩制期の農業構造

寛政五年（一七九三）二月、吉田藩三万石下全領八三カ村・浦の農民総勢九千余名は宇和島城下八幡河原に集結し、一一カ条の願書をさし出し、吉田藩体制を震撼させるにいたったのである——いわゆる吉田騒動。⁽¹⁾

右の一一カ条の中には、「上納米豆計方之事」「井川夫食之事」「庄屋野役之事」（野役は宇和島藩は三人、吉田藩は八人）など

第1図 吉田町概念図



さまざまな要求が含まれていたが、その中軸は、なんといっても「紙楮之事」つまり吉田藩の紙の専売制強化に対する反抗であった。

吉田藩は明暦三年（一六五七）に、宇和島一〇万石藩主伊達秀実の五男宗純が三万石を分知され創出された。同藩は、当初から六万両の借財をかかえ、加えて水田が少なく、唯一の穀倉である三間川流域水田地帯も災害常習地であつて、常に薄弱な財政基盤に苦しんできた。そこで、財政確立のためにとられた政策は二本の柱からなる斬新なものであつた。すなわち、第一に、宇和海の漁業振興策、つまり干いなし需要に応ずる地先漁場（網代）のために、新浦の開拓とそれに付随する背後地段畑の開拓であり、第二に畑作中心の自給農業に、甘藷・はぜ栽培・泉貨紙生産などの商品作目を導入し、専売制に

よる財政補給をはかる方策であった。

こうしてはからずも吉田郷の農民経済に商品作目がいち早く導入されることになった。⁽⁴⁾しかし、その一環である紙の専売制は、「楮元金」つまり紙生産資金を土地や原料楮を担保に法花津屋などの特権的御用商人が農民に貸し付けける体制をとっていた。その結果、農民の高利負担が莫大なものに及び、ただでさえ零細な農民経済を圧迫するものとなり、藩役人の抜け荷・抜売りの取締りの強化とあいまって、農民層の御用商人・紙方役所への不満を熟成していく結果となったのである。

右の吉田騒動に蜂起した農民は、商人法花津屋の家を巻き襲さんが為とて、麻苧にて大綱を拵え諸寺諸山の守札を捻り入れ、この大綱をたずさえて村々をまわり、験みに大木に掛て引き倒し、手勢を加えていったといわれる。その主力は、上大野村・是房村など三間郷一帯の村々だったが、八瀬河原には立間尻・立間・喜佐方などの吉田郷からも合流したといわれている。

吉田騒動の結果、農民側の提出した一一カ条の願書はそのすべてが受け入れられ、紙方役所の廃止、紙専売独占の解消、楮元金支払いの延期などをたたかいたり、さらに大豆貢納制度の改正、差米軽減、雑穀・薪などの他所売の許可など、一連の農民層に有利な条件を獲得したのであった。そして、この大一揆を契機に吉田郷における農民的商品生産は、その後の甘藷・楮

第5表 元禄年間における沖村の農民諸階層

階層区分	戸数	家族数	その他の労働力	牛・馬	耕地面積			備考
					田	畑	合計	
庄屋	1軒 (与兵衛)	50人 (内男24人)	人役 野役年 田植役 162 108	牛1 馬1	445.10畝	279.17畝	724.27畝	世襲制 夫役免・給米
組頭	2軒	平均 12~13人		牛1				反 13~14
横目	1軒	7人		牛1 馬1				12反余 村目付
本百姓	32軒	平均 7.7人		牛または 馬28匹				平均 12反
半百姓	13軒	平均 3.8人		牛3匹				平均 7反4畝
無縁	9軒	平均 3.4人		—				—

注. 吉田町旧喜佐方・沖村の庄屋清家氏の元禄年間の記録『沖村手鑑』による。『吉田町誌』上、199~200頁所収。百姓はその保有土地面積によって、一廉（ここでは12反）七分五厘，半廉，二分五厘とわけられていた。一廉以上の百姓のなかでも庄屋がその最上位に位置していた。

実・楮紙から養蚕さらにみかんに至る、一連の険しくかつ輝かしい発展のコースを切り拓いたのである。

ここで、吉田騒動の背景となった藩制期の農業構造についてみておこう。第5表は、吉田郷喜佐方村の沖村の元禄年間における農民諸階層の経営構成をのしした。この沖村の農民は、高持ちの百姓と無高の無縁（九戸）とからなる。百姓はさらに「一廉の百姓」つまり各村各浦ごとに定まった一定の土地面積——沖村では一町二反——を保有する百姓（三三戸）と、「半廉の百姓」（平均七反余保有・一三戸）、さらに一廉以上の土地保有者つまり庄屋（一戸）、組頭（二戸）などの村役人層を含む富裕農民層、によって構成される。

村の最多数を占める「一廉の百姓」はすでに、牛または馬を保有し、平均七・七人の家族からなる小農形態をとっていた。畑作中心の吉田郷の中では、河内川流域および潮入り地帯に水田（水害常習地）を比較的多く保有する喜佐方の場合、本百姓で一戸四〜五反の水田を保有していたかと思われる⁽⁵⁾。

沖村には、一軒の群を抜く大庄屋、つまり水田四町四反余、畑二町七反余を保有する七町大経営の世襲制庄屋と兵衛が君臨していた。七町経営の労働力は第5表のように五〇人（内男二四人）の「家族」をかかえ、その労働力と、庄屋特権として村人から提供をうける野役年間一六二人役——なおこの野役の軽

減は吉田騒動の願書にもみられる——、田植役一〇八人役などに依拠して、手作り大経営を営んでいたのである。もちろん幕末へかけて手作り経営が小作経営へと移行していったが、このような庄屋層の手作り大経営が商品生産の一つの担い手であったことは異論がない（手作り大経営⇨樫実生産から篤農⇨みか人生産へ）。

吉田藩下の地域農業の作目編成は、物成の対象となる米・大豆以外にかなり多様化しており、水田裏作麦および段畑には麦、宝曆の頃以降は甘藷が栽培され始め、さらに立間を中心にした樫実生産（木蠟の原料）が盛んになっていった。また生姜や筍などの特産物も上方へ移出されていた。

つまり、米・大豆と麦・甘藷を基幹作目としつつ、さまざまの商品作目の導入が試みられたのである。そして、ここで形成された農民層の商品流通へのかかわりが、明治維新以降における商業的農業の発展を準備することになったのである。

注(1) この項、吉田騒動と農業構造については、『吉田町誌』上巻、第一〇・一二・一三章を参考とした。

(2) 「浦」は漁村集落それ自体を意味する。後出第6表のように、検地帳上も「立間尻浦 本高一三七石余」のように記載され、「浦」は「村」と同格にあつかわれている。

《ノート》 かん危機と農法再編の課題

(3) 藩制期における段畑の形成とその条件については、高岡永治「土地条件の整備——藩制時代における段畑の形成——」(若林秀泰編著『果樹農業の展開構造』、一九六〇年、所収) 参照。

(4) 文化一四年の「定免表」によると、沖村・河内村の小役・小物成には、柿渋・本茶・真綿・麻苧・新漆・漆実・楮・役竹などの物産がある。しかし土地に産しない真綿・漆などは銀納したと推定されている(『喜佐方村史』、一九五八年)。

(5) 安政年間の宇和島藩農書『不鳴条』による田作一反歩当たり労力試算は次のとおりである(『吉田町誌』上巻、一九九頁)。

田一反作人歩積之事	
一、苗代地 凡拾歩	
中打切刈夫共	二人
刈草五拾荷	七人
荒打	二人
荒抓牛共 <small>あらいし</small>	二人
むくち牛共	二人
(むくち牛の事深田には不入)	
代かき牛共	二人
苗取田植共	六人
草取	十人

刈取	二人半
干と摺と	五人
繩俵	三人

作米四俵有にして惣夫役五十人余掛る

右大積也先年より申演る所なり是は麦を作り候田の積也深田ハ此積同とは夫役不掛也平地と山田と又は土地の善悪ニもより人夫増減可有候先大図如此

耕耘過程(荒打く代かき)はいずれも一人一日五畝歩が標準となり、「荒抓」(碎土か)に牛が用いられているのが興味深い。なお米麦二毛作が基準となつてゐる点、ある程度の乾田化が想定されよう。

2 吉田郷の地域農業とその組織構造

——「明治合併村」における農業発展——

吉田町の地域農業を把握するにあたって、旧村つまり明治二年成立の立間、喜佐方、奥南といった村ごとにその性格を把握する必要がある。なぜならば、右のいわば「明治合併村」が、集落農業展開の直接的な場となつてゐるからである。

つまり、それは土地条件に制約される農業発展の多様性といつた問題局面だけでなく、農民層による農法再編すなわち地域農業の生産と流通の組織化にあつて、例えば集落レベルでなり旧村レベルで、いかなる機能と役割を担つており、また担つ

ていたか、という問題だからである。ここでは、右の問題をい
ちおう「地域農業の組織構造」と表現した。

次の第6表は、吉田町の歴史的な成立と合併の過程をしめす。
つまり、早くは中世までに自然村として形成された東蓮寺谷・
中組等いわゆる部落が、明暦三年（一六五七）の吉田藩創立以
降、貢租徴集単位として村切りされた河内村・立間尻浦などの
いわゆる郷・大字にくくられ、さらに明治維新以降、戸長役
場・連合戸長役場などの過渡期を経て、明治二年町村制とと
もに喜佐方村・奥南村などのいわゆる行政組織としての明治
合併村（旧村）に統合される。さらに戦後、昭和三〇年に右の
一町四村に一部落を加え現吉田町つまり昭和合併村が成立し
たのである。

なお、同表最下欄に参考として図示したのは、右の部落↓藩
制期村・浦↓明治合併村↓昭和合併村と下から幾重にも重ねら
れた農民層の組織化の既成の単位に対して、それに照応的に対
応するかたちで、今日の農協共販の組織が、部落推進班↓支部
（旧出荷組合）↓支所（旧農協）↓合併農協あるいは共選、と
して組み立てられていることに注目したものである。⁽¹⁾

この例にもみられるように、地域農業の組織単位のそれぞれ
は、今日においても独自の機能を果たしているのである。そこ
で、ここではその一つとしていわゆる「明治合併村」一町五村

——このうち吉田・立間尻・立間・喜佐方・奥南の五カ町村が
一般に吉田郷と称された——のレベルにおける、農業発展のあ
り方をみておくことにしよう。

明治以降における吉田農業は、二つの商品作目、つまり養蚕
とみかんと対立・拮抗・変転の歴史であった。まず始めは概
括的に養蚕・製糸の動向をみよう。

明治六年以降、士族授産を目的として始まった養蚕は、やが
て明治一三年旧藩士遠山矩道らが製糸工場吉田興業社を設立
（同一五年人力運転のケンネル式三〇釜・座練機一五台）、これ
を契機にして、養蚕は、しだいに喜佐方・立間などの周辺農村
部へ普及していった。養蚕技術革新つまり新蚕種の導入や繭乾
燥場の建設をへて、大正三年には吉田町に繭取引市場が開設さ
れるに至り、吉田郷内の総釜数は、大正六年九〇五釜・同七年
一三二〇釜に達し、この大正中期には県下有数の大養蚕・製糸
地帯となったのである。

しかし、その後、大正後期からの戦後不況の中で大正一二年
には製糸工場の閉鎖があいつぎ、さらに昭和農業恐慌の中で養
蚕は決定的な打撃を受け、急速に後退していく。

これに対して温州みかんの動向はどうか。もとより幕末にも
立間村には「リウリン」の名で紀州、土佐などより温州蜜柑苗
が伝来してきてはいたが、本格的な柑橘栽培は篤農を担い手と

第6表 吉田町の地域編成

昭和30年 成立(1955)	合併 成立(1938)	明治23年 明治29年 明治30年 成立(1890)	合併 各町村戸数	吉田 町 (43)	戸 数	明治合併村		昭和3年 本高(1657)	部落 谷・組・小字	《参考》 天明7年 家数 (1787)	《参考》 経済地 域 (1市3郡)
						吉田 町 (43)	戸 数				
1,902	吉田町	立間原村 (44)	532	立間尻浦 深瀬浦 鶴川	137.8 34.7 88.3 39.9	立間村	919.4	屋敷・寺家・白井谷・ 中組など	49 48 43	東字和郡 明浜町 北字和郡	
489	立間村	立間村 (43)	455	立間村	919.4	立間村	919.4	屋敷・寺家・白井谷・ 中組など	292	吉田町	
404	喜佐方村	喜佐方村 (42)	348	沖内村	454.9 485.0	沖内村	454.9 485.0	上・中・下組など 東蓮寺・榎谷・上・ 中組など		三間町 津島町	
774	奥南村	奥南村 (43)	611	奥南浦	254.4	奥南浦	254.4	南君西・南君東など		南字和郡	
632	玉津村	玉津村 (43)	515	法花津浦 深白花組 浦筋	290.6 51.8 157.6 39.7 39.5	法花津浦 深白花組 浦筋	290.6 51.8 157.6 39.7 39.5	与村井・和田・宮の浦 など 陽・奥・南・先新浜など	151 133	西海町 御莊町 坂辺町 一本松町	
89		高光利知永地区		《字和島藩高阜村》		《字和島藩高阜村》		知永			
《参考：対応する農協＝共販の組織の一例》											
吉田町農協 各共選所	喜佐方支所	河内支部 (旧出荷組合)	東蓮寺推進班	宇和青果農協							

注：北字和郡吉田町の合併過程をしめす。出典は『吉田町誌』上・下巻による。明治末年各町村戸数の（ ）内は明治の年次をしめす。

し明治初年以降に始まる。そして明治一七年、第一〇回全国重要物産共進会に立間村から温州みかんを出品し一等賞を得てより「立間蜜柑」の名声が響くに至る。その後明治二〇年代になると吉田商人の手による商品化が始まり、吉田港にみかん船が入港し、やがて明治三〇年代には汽船による阪神・東京方面への出荷、および和船による九州方面への出荷が定着する。

しかし当時の出荷および販売の体制は錯綜をきわめていた。ようやく明治四三年になって立間村柑橘販売組合が結成され、さらに大正三年には宇和柑橘同業組合（生産者と商人問屋の合同体）が設立され、一応の指導力を發揮するに至る。その後しだいに旧村浦単位の小出荷組合が群生し、生産者の団結による自らの直接出荷の気運が盛りあがる。そして、昭和四年に産業組合法にもとづく有限会社宇和蜜柑販売購買組合の結成——組合員を果樹栽培者に限定——をみるに至る。この流れが、戦後昭和三年の宇和青果農協の設立に結びついていくのである。つまり、吉田町農業の二大生産部門である養蚕とみかんと明治以降の展開は、土族授産として始まった製糸を軸に養蚕が先行する形で明治末までに奥南・立間尻・喜佐方・立間各村の基幹作目として定着し、大正中期に最盛期をむかえる。みかんは篤農に担われ「立間蜜柑」で名高い立間村を中心に発展し、明治末には販売組合の組織化も始まり商品生産の高い成熟度を

しめすが、大正期には養蚕好況・桑園拡大におされてむしろ後退してしまふ。そして、立間村以外の吉田郷各村がみかんに本格的に取りくむのは、喜佐方村・玉津村が昭和五年の農業恐慌によつて養蚕業が瓦解するに至る以降であり、麦と甘藷の高い生産力をしめした奥南村は戦後になってから、始めて本格的なみかん産地形成にとりくむのである。

このように農業発展は各村一様に進んだものではない。第7表は明治末年における吉田郷各村の作目別農業生産額をしめした。それによれば、藩制期における米・麦・甘藷を基幹とした共通する農業構造が、明治以降大きく変貌し、商品生産の導入により地域分化が著しく深まったことを知る。この時期における地域農業の編成をいくつかのタイプに区分してみよう。

(1) みかん（村農業総生産額の四四％）を軸に、養蚕（二九％）を調和的に結合させ、商業的農業の自立を志向した型——事例・立間村。

(2) 山畑の麦作（二二％）を基礎に、地元製糸工場↓養蚕専業（五五％）を志向した型——事例・奥南村。なお立間尻村は米・麦の比重がやや高いがこの型に近い。

(3) 河内川流域の米作（一六％）を基礎に、養蚕（三九％）と柑橘（一八％・夏柑が特産）を導入し、さらにそ菜（一三％・スイカ等）、甘藷を加え、複合的な農業を志向した

第7表 明治末年の吉田郷各村における作目別農業生産額

	立間尻村	喜佐方村	立間村	奥南村	4村合計	<参考>	
	(明治44年)	(明治42年)	(明治43年)	(明治43年)		吉田町	昭和47年度
	円	円	円	円	円	円	円
米	21,204(22.2)	27,000(15.9)	12,219(6.8)	9,380(8.8)	69,803(12.7)	56,000(1.7)	-
麦	19,809(20.7)	6,936(4.1)	8,171(4.6)	23,674(22.3)	58,590(10.7)	-	-
雑穀豆類	2,489(2.6)	1,990(1.2)	2,132(1.2)	6,149(5.8)	12,759(2.3)	3,600(0.1)	-
いも	7,350(7.7)	14,000(8.3)	2,700(1.5)	3,969(3.7)	28,019(5.1)	1,360	-
甘藷	-	-	-	-	-	6,155(0.2)	-
ばれいしょ	-	-	-	-	-	3,100(0.1)	-
瓶蒔	-	-	-	-	-	-	-
野菜	-	-	-	-	-	-	-
菜	-	-	-	-	-	-	-
果	1,600(1.7)	22,770(13.4)	6,660(3.7)	1,018(1.0)	32,048(5.8)	56,308(1.7)	-
樹	1,760(1.8)	30,000(17.7)	78,000(43.6)	2,255(2.1)	112,015(20.4)	2,043,904(60.3)	-
みかん	880(0.9)	-	12,000(6.7)	-	12,880(2.3)	1,109,110(32.7)	-
その他	3,060(3.2)	1,000(0.5)	4,500(2.5)	1,285(1.2)	9,845(1.8)	111,907(3.3)	-
合 計	37,536(39.2)	65,765(38.8)	52,376(29.3)	58,365(55.0)	214,042(38.9)	-	-
	95,687(100.0)	169,461(100.0)	178,756(100.0)	106,095(100.0)	550,001(100.0)	3,391,444(100.0)	-

《明治43年柑橘生産事情報告—愛媛県農会報》

栽培区別(区)	37.0	112.0	265.0	30.0	北宇和郡合計	
栽培本数(本)	23,400	70,500	251,209	31,800	591.9	564,209
収穫高(實)	29,000	250,000	840,000	15,590	1,563,400	1,563,400
価格(円)	3,240	27,810	103,000	2,066	168,738	168,738

注. 明治末年に編纂された各村誌による。()内は合計を100とした構成比を示す。なお喜佐方・奥南村の果樹については柑橘としてゐるため、みかんの項に入れた。果樹その他にははぎ実等を若干含む。下欄は『県農会報』による明治43年柑橘生産事情である。『吉田町誌』下巻, 322~323, 354頁。

型——事例・喜佐方村。

右のように、地域農業の作目構成は、その基幹作目が「みかんと養蚕」、「養蚕と麦」、「米と養蚕・柑橘・野菜」等々というように、いわゆる「明治合併村」レベルでみても、各村が異なる多様なコースをたどっているのである。なかでも立間村は、きわめて先駆的にみかんを導入し特異な展開をみせている。

こうした差異を生み出す条件は、農業の自然的経済的立地・漁業との対抗・都市との連関・村の階層構成、とりわけ村内大庄屋の有無、など区々であるが、この明治・大正期における吉田郷の場合には農民層の主体形成を背景とした村政のあり方が一つの鍵を握っていたと思われる。

この点を立間村についてみると、立間は藩制下にあつても前出第6表にみるように領内有数の大村（石高九〇〇石余）で、かつ大庄屋が不在の村であり、いわば中農的な農民の層が厚かつた。そして明治以降も旧士族による村政をいち早く農民の手に取り戻し、明治四三年以降「農民村長」による村政を進めたのであつた。⁽²⁾

立間村の第四代村長（明治四三〜大正三年）は寺家部落の農民・宮川利恵で、明治四三年には産業組合を設立し、共同購入・貯金を奨励し、また、同年立間尋常小学校に農業科を加設し生徒の一坪農業（実習・試作）をはじめている。第五代村長

（大正三〜五年）も農民・毛山庄市で、これまで各部落に養蚕組合を組織し、明治四一年にはその連合会として共同養蚕組合を設立、蚕種の共同購入・上簇品評会（年一回）などにとりくみ、明治末からの養蚕活況をリードした。

第六代村長（大正五〜七年）も同じく篤農家・加賀山金吾で柑橘の研究・優良種の育成につとめ、大正五年宇和柑橘同業組合主催の柑橘園品評会を契機として、みかん園の整備を進め、第七代村長（大正八〜一三年）に再選された毛山庄市も、各種農事組合の設立を助成、大正一〇年には有限会社立間信用購買販売利用組合が発足し、農業倉庫も設置された。

その後も立間村では次々と篤農家の農民村長が選任され、養蚕なり柑橘なりのその道の先達者が指導者となることによつて、農業振興を中軸とした新しい村造り（後継者教育と農民組織の重視）が進められた。⁽³⁾

つまり立間村みかんの先進性は、中農的な農民層の形成を土台に在郷の篤農村長を次々と擁立し、新しい商品作目の導入と定着、その組織化を積極的に進めた村政のあり方に一つの基礎があつたといえよう。

しかしその後、こうした「明治合併村」レベルでの独自性が希薄化されてしまう時期をむかえる。つまり昭和農業恐慌による養蚕瓦解とその国家的救済策としての経済更生運動のもとで、

吉田郷各村では昭和八、九年に、玉津・立間・喜佐方で更生計画が樹立され、いずれもその主眼が桑園より柑橘への転換・荒廃化せる桑園の柑橘園への改作、におかれるのであった。このような村政の画一化が進められ、上からの統制が強まる中で、むしろ逆に昭和七年の「南予柑橘分場誘致問題」⁽⁴⁾にみるような村々の競合と対立とが激化させられることとなった。この時期を画して、「明治合併村」における多様な農業発展のあり方が変質させられていくのである。

(注) (1) 農協共販の強靱さは、歴史的に形成された重層的な農民組織の単位（中世村落↓村・浦↓明治合併村↓昭和合併村）に対応して、出荷班↓支部という形で下から組織を積み重ね、その各々が異なる機能を十全に發揮することによって始めてもたらざるものであろう。こうした方向から逸脱すると、例えば商品集荷量視点からのみ支部が重視されると、部落推進班が形骸化し、専業と兼業との農民層内部で対立するといった事態がひきおこされてしまうのである。

(2) 『吉田町誌』下巻第二章第四節。

(3) 後出のように喜佐方村でも清家家のような柑橘篤農家が、伍長や村議をつとめ農法再編の「中堅」になっている。

(4) 柑橘試験場の設置をめぐり、昭和五年頃から立間・

玉津・喜佐方の各村で争奪戦がおこり、ようやく昭和八年四月に玉津村に「南予柑橘分場」として開設された（『吉田町誌』下巻、二四九頁）。

3 昭和戦前期における地域農業の年間労働編成

——喜佐方村一農家の「農家労働日誌」分析——

これまで述べてきたような地域農業の展開過程のなかで、農民層の労働編成がいかなる形態をとっているのか、次にみていきたい。そのための、個別農家の事例分析として、昭和農業恐慌からの脱出途上にある喜佐方村河内の畑作果樹一農家の労働様式（「家族協業の年間編成」）にまで立ち入って検討していく。

喜佐方村は、前出第7表のように、河内川流域の米作を基礎に養蚕・柑橘・蔬菜・甘藷といった多様な作目にとりくみ、吉田郷の中でも、もつとも複合的な商業的農業を志向してきた村であった。河内川は藩制下の吉田新田開発によって河口を失い、度重なる氾濫と水防の歴史を背負ってきた河川であるが、大正三、四年の河内耕地整理、大正一三、昭和六年の喜佐方立間尻耕地整理によって、ようやく治水が成り安定耕地を確保しえたのであった。

大正末から昭和初期における右の水田耕地の土地改良によって、商品作目への一層の集約化の可能性は大きく切り拓かれた

のである。

また、喜佐方村では農産物販売のかなりの部分は、共同出荷販売によって行われていた。昭和八年における主要農産物の共販率をみると、繭は「村養蚕実行組合ノ支部単位ニテ荷口毎ニ共同出荷販売ヲナシ」精繭で九五%、屑繭で六五%の共販率を達成していた。柑橘類は、昭和四年設立の宇和蜜柑販売購買組合喜佐方支部の共同出荷・販売で、温州七〇%、夏柑八七%、ネーブル八〇%、雑柑六五%の水準には達している。さらに蔬菜についても、「村農会ニテ幹旋ヲナシ北宇和郡農会幹旋部、郡産販連ノ利用ヲナシ」、甘藷(生)で八〇%、農家のマナイタ加工の「花切大根」として知られる切干大根で九〇%の共販率であった。これらの商品作目の共販率は、米の村農会扱い三一%に比較して、戦前期にあつて、かなりの水準にあつたと評價できよう。

(2) この点、戦後の農協共販の前史をなすものとして重要である。

ところで、喜佐方村における柑橘栽培の歴史は、吉田郷内では立間村について古い。次の「大下幸次郎表彰文」にみられる如く、明治一〇年代には優良苗種をもち来たり、また有田その他の先進地から人を招いて技術を研究している。その上で適地適作をめざし地域条件に適合した適作目(温州・夏柑・ネーブル

とくに夏柑)、適品種の発見に努め、産地形成をすすめている。
大下幸次郎表彰文

故大下幸次郎は百有餘年前喜佐方村大字河内東蓮寺谷に生る。少壮にして農園業に志し特に柑橘の改良と増植に専念して夙に思いを紀、撰、河三国に走らせ、隣村立間村加賀山金平父子と相携えて遠く彼の地に遊び、明治十七年多くの苗種をもたらし、自ら栽培に寝食を忘れ、更に兵庫県川辺郡稲野村東野中島宇兵衛氏並に和歌山県有田郡柳川庄太郎氏を招聘して技術の研究と交流とを併せて行い専ら温州蜜柑、夏柑、ネーブルの三品種に重点をおきしが、就中夏柑は我が郷にとり、最も将来性あるを確信し、之が増植を推奨すると共にネーブルオレンジの栽培に就いての技術の完璧を期し、これらの産品は明治四十一年高松市主催四国四県共進会に於て最優位に入賞して、金メダルを授与せらる。

——昭和二九年喜佐方村々長阿部重剛(吉田町誌)下巻、三五四—三五五頁——

以下に紹介する農家事例は、大字河内東蓮寺部落の清家清太郎(大正四年生・吉田中学卒)である。彼は、経営耕地二町八反余りの自作上層農の後継者として、祖父徳三郎の植えたワシントン・ネーブルを始め柑橘栽培に熱意をそそぎ、戦後になっ

第8表 喜佐方村清家家の農家経済

	昭和11年度			〔参考〕喜佐方村の昭和8年農産額合計	
	収 支	農業収入の構成比	総 取 入 成 構		(構成比)
[収 入]					
I. 農業収入	円 銭	%	%	円	%
米 作	188.23	10.1		38,918	12.9
大 麦・小 麦	19.49	1.1		15,306	5.1
西 瓜	47.59	2.6		200	-
蔬菜・その他	197.21	10.6		24,943	8.3
桑 葉 販 売	199.18	10.7		[養 蚕] 160,625	53.4
柑 橘	1,004.49	54.1		55,667	18.5
その他の果樹	8.72	0.5		-	-
家 畜	152.00	8.2		4,918	1.6
雑 収 入	38.25	2.1		-	-
小 計	1,855.16	100.0	71.1	300,577	100.0
II. 小作料収入	101.37		3.9		
III. 公債利子等	178.09		6.8		
IV. 臨時収入	475.82		18.2		
収 入 合 計	2,610.44		100.0		
[支 出]					
I. 農業支出	1,156.56				
II. 家事支出	1,397.57				
支 出 合 計	2,554.13				

注 1. 喜佐方村東蓮寺、清家家昭和11年度『農家経済簿』による。なお、農業支出は部門別には計上していない。蔬菜・その他には、花切大根92円27銭、里芋28円48銭などをふくむ。

2. 〔参考〕は、昭和9年「喜佐方村更生計画」(『喜佐方村史』)による。

て昭和三三年ネーブルの枝変わりを見、その後「清家ネーブル」として登録された、新品種の育種に努力を重ねた篤農家である。⁽³⁾

つまり、立間の加賀山金平、河内の大下幸次郎、そして清家のような幾多の篤農家が、部落の「中堅」となって農法再編をリードしていったのである。

ところで、清家家には、昭和九年から一五年に及ぶ『農家労働日誌』および『農家経済簿』などの貴重な資料が残されている。それによって同家の農業経営の構成をみると、昭和一年における経営耕地総面積二町八反五畝、作目別には、米作五反六畝・大麦水田裏作四反・小麦山畑三反・雑穀兼菜二反・西瓜九畝・桑畑二反・果樹園一町一

反・牛二頭飼育（堆肥どり役畜・販売）と、水田二毛作に畑作果樹作・畜産を結合したきわめて集約的な複合経営となっている。

清家家の養蚕部門は、昭和恐慌による繭価惨落のもとで昭和八年には早くも桑樹を伐り始め、養蚕中止・桑葉を販売するだけの桑園管理へ移行した。養蚕に替わる収益部門としてモモやナシ等の落葉果樹も導入されたが、しだいに柑橘へ集中化していった。第8表によって、昭和一一年度の農家経済をみると農業収入の中ではすでに柑橘が五四%を占めついで米作・桑葉販売・蔬菜その他がおのおの10%を占めており、すでに柑橘が基幹的な位置を占めていることがわかる。

この家の労働力構成（昭和一〇年）は、世帯主（四〇歳・村会議員・年二四二日農従）、長男（二一歳・年二八五日農従）、妻（病弱家事のみ）、二男および長女は修学中、と家族では男子二名が農業専従者である。この間隙を埋めるため、いわゆる「男衆」とよばれる年雇（⁴一九歳・年三四七日農従）が、長男が嫁をとる昭和一四年まで充当された。

つぎに『農家労働日誌』をみると、その記載形式は以下のようである。まず巻頭に「主人、清家熊市四〇才、仕事ノ量ハ一日ヲ十トナス」とあり長男・下男もこれに準じている。そして、一日の各自の労働が、例えば一月七日「柑橘 硫曹撒布 主人

九、長男〇、下男四、武五」など作業ごとに記されている。なかには、下男の牛飼養労働の扱いのように、その作業を加えると一人一日の合計が一〇を越える場合もあるが、それは一日の「仕事ノ量」をこえると概念されているからであろう。

第9表は右の約束にしたがい記入された『農家労働日誌』により、月別作業別の日数と「仕事ノ量」とを集計したものである。第10表はその整理表であり特に年間労働の部門別構成を示した。

これにより、畑作果樹の複合地帯における年間労働がいかに多種多様な作業によって編成されているか明らかである。また一日の労働も、みかんの病虫害防除あり、大表の中耕・西瓜の鞍馬築き・大根の出荷・牛飼養あり、といくつにも分割化され一人の労働としてみても同様な事がいえる。水田単作地帯であれば、田植え後の七・八月は、田の草取りと山仕事に収斂していくのだが、ここでは西瓜の収穫や芋の手入れ、大根、果樹園の草刈り・消毒・袋かけとさまざまな作業が続いている。同じ事は冬の一二月にもいえ、稲扱き庭しごとに加えて、みかんの収穫・出荷でおわれ、麦の覆土も忙しい時期となっている。つまり、第10表の月別の労働合計にもみるように、農閑期といえるような月は、わずか二月の一カ月のみであり、二月をのぞけば、ほぼ周年にわたり緊張度の高い労働が持続する編成と

おける年間労働編成（昭和10年）

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5/20 マキ 49(4)	6/15~20 49(6) 6/23~ 112(6)	55(2) 7/3~7/4 140(2)80* 30(3) 147(7)20*	27(6) 98(6)7*	16(3)	10(1)	11/6~13 221(7)20*	20(1) 205(7)50*
5/23~31 125(7)	6/5~ 162(8)					(11/5~) 93(6) (11/24~) 127(6)	38(3)
49(6) 22(2) 6(2) 78(8) 3(1)	51(5) 21(1) 29(6) 35(6) 49(5) 3(1)	39(3) 28(5) 46(7)	9(1) 89(10) 6(1) 105(14) 21(2) 21(4) 13(1)	12(1)	3(1) 65(3) 20(2) 11(3)	2(1) 26(2) 19(2) 43(4)	
3(1) 53(4) 26(2)	44(2) 18(1) 24(1) 33(3)	65(5)	23(2)	74(5)	53(3) 43(2) 111(6)		
52(3) 20(1) 83(5) 184(8) 4(1) 60(2) 4(1)	91(5)	216(11)48* 14(1)	57(5) 81(7) 10(1)	49(4) 12(2) 20(1) 9/10~ 237(15) 32(3) 8(2) 13(2)	113(8) 28(3) 42(2) 8(2)	4(1) 温州 227(10)	651(23) 107*
38(30) 5(1) 2(1)	34(30) 6(2) 16(4)	34(30) 16(2) 3(1) (1)	62(27) 25(5) 29(7) (1)	44(29) 13(2) 72(4) 20(2) 45(8)	30(28) 34(2) 10(1) 54(5)	37(28) 10(2) 5(1) 12(3) (1)	35(30) 4(1) 60(3)

る)を月別・作業別に筆者が集計した。()内にはその月にその作業に従事した日
た(「仕事ノ量」の約束については本文も参照)。

第9表 喜佐方村の一果樹複合経営に

部門分類	農作業項目(作目)	1月	2月	3月	4月
①稲作	苗代・種マキ 田耕起 整田・田ナラン・畔取り 田植 施肥・水見回り・注油 除草・稗取り 稲刈・稲架・稲上げ 稲扱・米摺り・俵装				8(1)
②大麦・小麦	田耕・山畑耕起 植付 覆土・土入れ 中耕施肥・除草・掻き割り 麦刈 麦扱・麦たたき・麦摺り	75(3) 13(3)	87(5) 28(2)	99(8) 16(2)	23(4)
③雑穀・蔬菜	甘藷 里芋・芋 豆(大豆・蚕豆・豌豆・ササゲ) 西瓜 大根(切干加工を含む) 蔬菜 その他畑作(畑中耕)	14(2) 44(4) 63(7) 76(12)	37(4) 3(1) 52(24) 8(1)	5(1) 24(19) 11(2)	19(1) 29(2) 38(4) 12(1) 10(5) 39(4)
④桑園	中耕施肥 除草・草削り・その他管理 摘桑 桑切り・株除き・整地	45(4) 2(1)	6(1)	32(2)	99(7) 10(1)
⑤果樹園	柑橘・剪定 中耕・施肥 除草・草削り 消毒・虫取り 紙袋はり・覆果 防風杉垣・その他管理 採取・貯蔵・出荷 柑橘以外の果樹	20(1) 102(5) 18(2) 3(1) 3(1)	5(1) 10(1) 19(2)	72(7) 216(10) 5(1) 69(1)40*	15(1) 80(5) 9(1) 9(1) 8(1) 夏柑 114(5) 6(1)
⑥家畜飼養	牛飼養・厩肥・堆肥切替 草刈り	46(31)	31(28)	34(31)	46(29)
⑦農産加工	藁仕事・俵編み 棒作りその他の農産加工	60(5)	25(1)	51(4)	24(2) 13(3)
⑧家事雑業	雑業(割木・土間掃除) 講習会出席	158(13) 10(1)	123(18)	48(10)	62(10) 10(1) (2)
⑨休日				(1)	

注. 清家の『農家労働日誌』の記載形式にしたがい「仕事ノ量」(1日を10とす
数を別に掲げた. なお, *印は日雇い受・手伝い受のみの「仕事ノ量」をしるし

第10表 年間労働の部門別構成〔第9表整理表〕

部門	年間労働の部門別構成〔第9表整理表〕												合計	同構成比 %	左面 積(7-12)	区 当 事 量
	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
稲作	-	-	-	8	49	161	378	125	16	10	221	225	1,193	13.0	56	213
大麦・小麦	88	115	115	23	125	162	-	-	-	-	220	38	886	9.6	70	127
雑穀・蔬菜	197	100	40	147	158	188	164	264	201	99	90	-	1,648	17.9	29	568
桑園	47	6	32	109	82	119	65	23	74	207	-	-	764	8.3	20	382
果樹	146	34	427	241	407	116	259	151	371	191	231	651	3,225	35.0	110	293
家畜飼養	46	31	34	46	43	40	50	87	57	64	37	35	570	6.2		
農産加工	60	25	51	37	-	-	-	-	92	10	15	4	294	3.2		
家事雑業	168	123	48	72	2	16	3	29	45	54	12	60	632	6.9		
休日	-	-	《1》	《2》	-	-	《1》	《1》	-	-	《1》	-	《6》	-		
計	752	434	747	683	866	802	919	679	856	635	826	1,013	9,212	100.0		
うち日雇い 手伝い受 年平均を 100とし た指数	98	57	97	89	113	104	120	88	112	83	108	132	100×12			

注. 喜佐方村清家『農業労働日誌』(昭和10年度)による第9表の月別「仕事ノ量」を部門別に集計した整理表である.

第11表 果樹複合経営における農作業分担(昭和9年度)

	世帯主 (39歳)	長男 (20歳)	年雇 (26歳)	その他の雇 い手 賃い
稲	254	281	301	101
小麦・小麦	246	292	278	
イモ・豆	84	187	239	
蔬菜	102	213	197	
桑園	103	218	301	
柑橘	627	694	773	60
その他の果樹	24	25	26	
畜産	70	164	521	
開墾	22	25	52	
農産加工	101	38	55	
家事雑業	168	93	114	
合計	1,801	2,230	2,857	

注. 清家家『農家労働日誌』による「仕事ノ量」(1日を10とする)を、担当者別に集計した。その期間は、昭和9年2月1日より12月31日まで。なお世帯主は村会議員で「公務多シ」および母(70歳)、妻(37歳、病弱)は「農ラナン」と記されている。

なっている。これは一面で、畑作果樹の複合経営において、家族労働力の労働力再生産が、労働過程的には周年的に確保されていることを意味する⁽³⁾。

しかし、反面、それは休みなき勤労を自己に強制する編成でもある。第9表の「休日」つまり『農家労働日誌』に「休日」と記され農作業を行わない日——その日も朝夕の牛飼養はつづけているが——は、年間わずか六日である。後継者はその他に年二日、柑橘の講習会へ出ている。そして年雇ですら年労働日三四七日、つまり八日の休日しか許されていないのである。水田単作地帯の庄内の年雇が、ほぼ同時期に年間九〇日前後の休日を確保しているのと、きわめて対照的である⁽⁶⁾。

つぎに、複合経営における家族協業の労働編成を、農作業分担の観点から分析しよう。

第11表は、清家家の農作業分担を部門別にみたものである。米麦作は、限られた期間に三人の力を集中することにより担われているが、麦の耕耘過程だけは世帯主が専らおこなう。イモ・豆・蔬菜は、長男と年雇の二人が中心で、とくに甘藷は年雇が、西瓜を中心に蔬菜は長男が、という大まかな分担がある。桑園も若い二人にまかされているといつてよいが、対照的に柑橘作では、重要な鍵をなす作業は世帯主が作業担当者となっている。つまり、果樹園の剪定および接木・高接ぎ・苗木手入れそし

て貯蔵調整はもっぱら世帯主が一人でおこなっている。そして、消毒は世帯主をふくめ三人で、各自ほぼ同日数をかけておこなう、施肥や敷藁および、収穫・採取や出荷、苗植え・植え替えも、同様に世帯主が加わった編成をとっている。

反対に、中耕施肥・除草・草削り・虫取り・覆果などは、年雇および長男の若年労働力にゆだねられているのである。つまり、管理的労働過程と筋骨の労働過程とへの作業担当者の分化がみうけられる。そして、協業編成を必要とするのは、収穫・病虫害防除などの場面において多いといえよう。

なお、その他の部門では、牛飼養が専ら年雇の担当となっていることが特徴的である。

これまでみてきたような、畑作果樹複合経営の年間労働編成のあり方は、戦後のみかん成長過程で地域の基幹作目がみかんに単作化する傾向さえみせた、現段階における農法再編を展望するうえで重要であろう。つまり地域農業の基幹作目を、キチンとした価格政策によって自立させることと、一定の複合化によって農業のなかで年間就業できるような場を確立すること、つまり周年的な労働力再生産を確立すること⁽⁶⁾が、農法再編の核心となるからである。そしてその場合の手がかりは、地域農業みずからの歴史過程のなかに見出しうるものが少なくないからである。

〔補注 果樹発展における養蚕の意義〕

昭和農業恐慌による養蚕瓦解のあとをおそう果樹発展のコースとして、みかんとともにりんごの発展がある。福島⁽¹⁾の信達、山形の村山、長野の善光寺平などの地域がそれである。市川健夫「善光寺平におけるリンゴ地帯の形成」〔地理学評論』第三一卷第三号)によれば、戦後急成長した長野北信りんご地帯は、いずれも戦前からの産地で昭和恐慌後の新植が、戦後ブームにつながったとし、古くから商業的農業を営んできた高い生産力水準と生産流通組織などの主体的な経営条件が、果樹発展をうながしたとしている。

第12表は、善光寺平の一農家の養蚕からりんごへの移行過程をしめしたものだ⁽²⁾が、始めは桑園を利用して桑畑にりんごを間作することにより、果樹への参入を比較的スムーズに進めていったことを知ることができる。この農家の場合、養蚕専業から出発して、昭和九年にりんごを始め、同一七年には養蚕を廃止し、果樹と畑作の経営へ移行、わずか八年間で経営の基幹作目の大転換をとげている。

注(1) 『喜佐方村史』、一〇二頁。共販率は販売総数量(貫・

石)に占める共同販売数量の占める割合をしめす。

(2) なお喜佐方村では、明治四四年に有限責任喜佐方信用購買販売組合(百数十人)が設立されており、この

第12表 善光寺平のりんご農家の土地利用変遷

(単位：ヘクタール)

昭和8年	水田		普通畑		桑園		りんご園		経営耕地面積	備考	
	畑	計	計	計	りんご園利用	りんご園利用	りんご園利用	りんご園利用			
9	45	10	-	10	55	-	30	85	-	140	養蚕を中心とする経営
13	45	10	-	10	13	42	30	85	42	182	りんご倭錦の新植
18	45	10	30	40	-	-	30	43	55	153	りんご拡大、国光
24	45	10	-	10	-	-	-	-	55	140	17年春蚕に大達蚕、養蚕を廃止、馬鈴薯、大麻、大豆、麦の主穀畑作
30	45	-	-	-	-	-	-	-	85	140	割地慣行を廃止、割地にりんご定植
32	35	-	-	-	-	-	-	-	95	140	普通畑新植
35	25	-	-	-	-	-	-	-	105	140	水田をりんご園へ転換
									115	140	水田をりんご専業経営へ

注. 長野県農業改良課『リンゴ専業経営への展開とその自立化過程』(1965年)により、長野市長沼字大町のりんご農家における、昭和恐慌後における養蚕からリンゴへの転換を主軸とした土地利用の変遷過程をしめした。

面でも先駆的である。

- (3) 清太郎の祖父徳三郎は大正末年に、宇和柑橘同業組合喜佐方支部(巻)設立の初代支部長である。また父熊市は昭和五、六年に河内の伍長を勤め、後に喜佐方村の村会議員となる。

- (4) 昭和三年の立間村(四百五十余戸)で当時一一〇人の年雇を数える。年雇は男が主で、すでに九割以上が村外出身者であった。なお、その他に時期雇七〇七人(内春蚕期三五〇人・秋蚕期二四八人・蜜柑採取期一〇〇人・その他)である(『吉田町誌』下巻、一五九頁)。
- 吉田郷は、商業的畑作地帯とはいえず、山形県庄内等と並ぶ、「年雇地帯」であったといえよう。

- (5) 水田単作地帯庄内における年雇の労働編成については、拙稿「家族協業の労働編成と若勢」(豊原研究会編『善治日誌解題』)参照。

- (6) 陣内義人「休日の社会慣行」(同右)参照。

- (7) 喜佐方農協『地区農業の方向と振興対策』(昭和四六年)で、月別労働需給を試算しているが、戦後のみかん単作化傾向の結果一、二月、四月、八月の労働需の落ちこみが激しく、本文第9・10表の清家家の事例と比較すると、際だって労働投下量の月別アンバランスが拡大している。この解消のため、『振興対策』は、過不足調整の労働銀行の設定を提起している。根本的

には地域農業再編が求められようが、問題の指摘としてはきわめて先駆的である。

- (8) 年間労働編成の問題は、今日では農産物価格政策論の一環として、一般的な認識になってきた。例えば常盤政治『農産物価格政策』(家の光協会、一九七八年)では、「複合的周年農業経営の蘇生・再建」とそこを基盤とした「総合的農産物価格政策要求」とが提起されている。

4 危機下の経営—技術諸類型と農法再編

——吉田町Y部落の事例を中心として——

吉田郷における戦後農地改革で特異な位置を占めているのが、立間村の三三町歩余に及ぶ集団的な自作地認定買収の過程である(1)。同村農業委員会は、昭和二三年全村農地の一筆ごとの地積を調査し、一定基準の反当収量(みかん二〇〇貫)に達しないものや労働力条件に欠ける、実測二町二反以上の土地保有者と協議し、買収後の自作地面積が二町二反から二町六反となるように、その超過分の認定買収を進めていった。

右のような農業委員会の措置は、小作農民層の運動に支えられて、在村中小地主群を包囲し、その目的を貫くこととなる。

その結果、自作地認定買収の確定面積は、田五反、畑三三一反、うち果樹園三一八反、田畑合計三三五反に及んでいる。つまり

傾斜地で土地条件が多様な、かつ土地面積の把握しにくい、果樹園を対象にして達成されたものであり、その意味でも右の成果は、巨大なものであるといえよう。

こうして立間村の農地改革は、商業的農業で鍛えられ専業主体へ成長した農民層の手によって、単なる所有権取得の形式的な枠をつき破り、零細規模の克服と土地面積の平等化をも展望する、中農層の広範な創出にまで肉薄していったのである。

こうした伝統を継承して、「立間」はその後も吉田郷の柑橘中心地として発展を続け、一時期農業法人の失敗などでしばし地盤沈下したものの、今日の段階で再度盛りあがりつつある。その事例として立間N組の「高接ぎクラブ」を紹介しよう。

昭和四七年のみかん価格暴落を契機として始まった、この「高接ぎクラブ」は、一八戸（初年度一六戸）が夫婦で参加し、共同作業を前提に、ネーブル（七割）・伊予柑（三割）への転換を三年計画で進めてきた。その考え方には、農民的な行動様式が忠実に反映されていて興味深い。つまり、その基本は「共存共栄の思想」を柱にして隣り近所のつきあいを大切に、かつお互いにフェアで秘密をもたない、という点を原則にしたという。そして、その背景には、農地改革を経て、自作農をキチンと確立し、土地面積でも所得でも農家間の格差が少なく、それが集団のまとまりをよくする基盤となったからであるといわれ

る。

そして、集団の討議を経て、「経済的品種」か「趣味的品種」かをよく判別しながら、真の適地適品種をめざし、夫婦で良いみかんを作るには面積規模の縮小も必要だ、という線を基本に、お互いが努力して経営的自立をめざしてきたという。その結果、町外への出作や借入金残高も比較的少ない。

つまり、このような「共存共栄をめざす集団化」の事例が農法再編のひとつの可能性を提起している、といつてよいだろう。次に、喜佐方村の動向はどうか。戦前から立間に次ぐ柑橘中心地であり、樹齢構成からみても生産力水準は今や吉田町の中でトップの位置を占めてきた。

我々が、昭和四七―四八年に共同調査し、磯辺俊彦編著『みかん危機の経済分析』（愛媛県果樹協会）で報告した吉田町Y部落は、明曆三年には喜佐方村に属していたが、維新以前に浦の合併がおこなわれ、明治二三年以降、玉津村に属することとなり、今日では再び、農協喜佐方支所のもとにある。

Y部落（三七戸）の農民層のみかん栽培の開始は、自作地主層七戸が明治末―大正期に先駆的に始め、大正末―昭和初期に自作・自小作層一戸が次々に柑橘栽培に参入していった。そして小作零細層がみかんを始めるのは戦後、それも一六戸中一三戸までが昭和三〇年以降の時期である（同書、第二―一表）。

第13表は、Y部落における農民諸階層の技術構造を軸にした経営構成をしめしたものである。昭和四八年調査で大きくクローズアップしてきた問題は、危機への移行とともに、それまでみかん共販体制を中核的に担ってきた中農層にまで兼業化が深く及び、共販組織における「兼業問題」の激化、および個別経営の労働過程にあつては、深刻な「手抜き」を余儀なくされたことであつた。

いわゆる「手抜き」問題としては、危機に対して労働範疇を獲得しつつある農民層の現段階的な対応であり、戦後のみかん農民層分解の帰結として形成された上層農（後出「粗放化大経営」）を典型として発現した、商品生産者としても歪められた労働様式のひとつであるといえよう。つまり我々が、みかん産業の安定的発展を展望するうえからは、むしろ集約化の復権として、「手抜きの構造」が編成替えされていかねばならない。

一般に、みかんは、他の果実と比較しても肥料や労働を集約化する許容度の幅が広いという技術的特性をもっている。したがって、園地の深耕・中耕などの土壌管理を手抜きしても、直接的・短期的にはその影響が少ないのである。つまり「手抜きの構造」とは、このように遅効性から速効性（例えば病虫害防除）のマイナス効果をもつ一定の作業序列にしたがって、労働と「資本」の集約度を低下させていく技術構造の退化過程を意

味するのである。それは、一定の限界（病虫害防除の協業編成が鍵）を越えると、荒し作りさらに廢園化へ帰着する危険をはらんでいる。

第13表の技術の階層性分析にあつては、全階層的にみられるこのような「手抜き」過程の確認とともに、みかん経営の類型化を通じて、危機と対抗しつつすでに到達している合理的栽培基準を保持しうる可能性、つまり農法再編の手がかりを求めていったのである。そこでは、次の四つの経営類型をみることができる（第13表参照、前出報告書第二章）。

- (1) 戦後に限界地へも大量進出し、今日「低価格品種および劣等園地からの後退を孕み、手抜き・省略化を伴った面積拡大の粗放化大経営。みかん粗収入二九〇〜三八〇万円クラス⁽³⁾——園地規模二七〇〜四〇〇アールの第I階層。
- (2) 戦前から開園した「土地・果樹への労働集約化ポイントを軸に、合理的省力化をめざす内包的拡大の技術的優等経営。みかん粗収入一七〇〜二五〇万円クラス⁽⁴⁾——園地規模一〇〇〜二七〇アールの第II・III階層。
- (3) 戦後新設のみかん農家で、危機下に「兼業化の波に深く包摂され、土壌管理から剪定へと手抜き化を余儀なくされる兼業化経営。みかん粗収入五〇〜一〇〇万円クラス⁽³⁾——園地規模五〇〜一〇〇アールの第IV階層。しかし、小面積

第13表 吉田町Y部落におけるみかん農家の経営諸類型

戸数	平地 均面 樹園積	平耕 均地 経面 管積	平労 均働 家力 族数	平所 均 有 動 台 噴数	みかん技術構造の 総合評価					深農 耕の 総比 率	除農 薬の 使比 率	107ー ル 当 たり 収 量 温 州 み か ん 平 均	粗 収 益	土地条件の階層性 (構成比%)			合 計	
					A	A'	B°	B	C					優 等 地	中 等 地	劣 等 地		
第I階層 (270~400)	(戸) 7	(a) 305	(a) 322	(人) 2.9	(台) 3.0	(%) 14.3	(%) 14.3	(%) 14.3	(%) 42.2	(%) 914.3	(%) 28.6	(%) 42.9	(kg) 2,846	(千円) 3,566	25.7	20.9	52.2	100.0
第II階層 (160~270)	9	218	237	2.7	2.4	44.4	-	22.2	33.3	44.4	22.2	3,145	2,471	34.9	33.4	31.7	100.0	
第III階層 (100~160)	5	136	142	1.9	2.2	-	60.0	-	20.0	20.0	60.0	2,135	1,244	18.8	54.6	26.5	100.0	
第IV階層 (50~100)	9	70	75	1.5	1.3	11.1	-	44.4	33.3	11.1	33.3	1,626	538	28.1	42.5	29.3	100.0	
第V階層 (~50)	7	23	27	0.8	0.4	-	-	28.6	-	28.6	71.4	2,081	202	38.0	44.6	17.5	100.0	
合 計	37	5,568	5,961									59,677		29.1	32.6	38.3	100.0	
(平均)	150	161	2.0	1.9	16.2	10.8	8.1	35.1	29.7	27.0	24.3	2,381	1,612	29.1	32.6	38.3	100.0	

注: 拙稿「省力化の技術構造」(藤辺俊彦編著『みかん危機の経済分析』第2章, 愛媛県果樹協会) 第2-5, 7, 10, 13, 19表および, 土地条件は水本忠武「土地条件と農民諸階層」(同書第3章)第3-22表による. 技術構造の総合評価(A~C)は, ①地力再生産視点(深耕継続, 手抜き指標として除草剤依存)および②集約化ポイント視点(剪定・摘果の入念な管理)から判別したものである.

ゆえに集約度を保持し、よいみかんを作っている事例も多
い。

(4) 戦後開園で養殖漁業など「他部門、あるいは労働力販売
を主業とするみかん副業型の滞留経営。みかん粗収入三〇
〜五〇万円クラス」⁽⁶⁾——園地規模五〇アール未満の第V階
層。

右の四類型のなかでは、地力再生産等の基本の農法を守り、
技術的内容規定からみて優位に立っている。(2)「合理的省力化
経営」も、経済的には、みかんの粗収益・所得からみて、兼業
化の波にまぎこまれ、中農層としての存立の危機に立たされて
いる。また、戦後型園地拡大を代表する最上層農Ⅱ「粗放化大
経営」は、経済的には優位にあるものの、中核主力園Ⅱ優等地
とアンバランスに膨張した追加拡大園Ⅱ劣等地という、園地の
二重構成のもとで、後者における「手抜き省略化」が諸階層の
なかでも最も深化し、農法再編の必要性を強めている。さらに、
「兼業化経営」では、大経営よりも着実に一定の集約度を維持
している経営もあり、むしろ「共同防除」など集団的な協業補
完編成の再生がここでは求められている。

つまり、危機下で歪められた生産力競争の強制は、農民層の
生産力発展のプロセスを「粗放化大経営」にみられる量産志向
への傾斜と、「合理的省力化経営」にみられる品質志向への傾

斜とへ分裂させてしまっているのである。

このような、Y部落における農民諸階層の存在形態のなかに、
農法再編とそれを担う変革主体が形成されているのである。つ
まり、農法再編は、地力再生産と労働力再生産との二つを、い
かに正常に実現させるか、にかかっている。果樹地帯の地力再
生産は、「合理的省力化経営」にみられるような園地の土壌管理
を軸に、さらに地域の作目間の関連とバランスを確立していく
ことである。また、労働力再生産は、そのような複合化によっ
て年間労働編成を正常なものにし、いわゆる「兼業化経営」の
労賃範疇をキチンと確立し、さらに農民諸階層の農家経営を拡
大再生産の軌道に据え置くことにほかならない。

さらに、そのための核心的条件が、基幹作目(Ⅱみかん)へ
の投下労働の価値実現を確保する政策価格にもとめられるので
ある。そこで、次に農民諸階層における生産費の構造をみてお
くことにしよう。

注(1) 『吉田町誌』下巻、三三三〜三四三頁、『愛媛県農地
改革概要』参照。

(2) この意味で「兼業みかん」が成立しやすいといわれ
ている。

(3)(4)(5)(6) 拙稿「省力化の技術構造」(前出『みか
ん危機の経済分析』)参照。

5 農民層の自家労賃評価の進展

——吉田町立間尻の生産費調査分析——

立間尻村は、すでに中世西園寺氏支配下に成立した古村（浦井小漁村）で、慶安年間には同浦地元の塩入り沼地を干拓し新田造成、のちその一部が吉田の陣屋町へと変転する（明暦三年一三七石余・天明七年家数四九軒——うち庄屋一、百姓二七、無縁二一、なお牛八匹）。

爾来、立間尻浦には有数の網元である庄屋赤松家（甲一郎）が君臨し、山林田畑を集積し、歴代戸長・村長もつとめ、戦後農地改革で田畑を失い転出するまで、その権勢をふるった。この点村内に大庄屋を欠く立間村と対照的である。

立間尻村の農業は、集落の背後から始まる急傾斜の福ヶ森から君ヶ浦の山腹にかけて、麦畑の畦にそつて櫛が植えられたが、明治末年の産出額（前出第7表参照）をみても、米（二二%）、麦（二二%）、甘藷（八%）を基礎に養蚕（三九%）を中心に組み立てられ、みかんはごく僅少（一・八%）にすぎなかった。吉田郷の中におけるみかんの産地形成からいえば、先進地立間そして喜佐方あるいは玉津よりも遅れ、いわば相対的に後進産地である。

しかし、庄屋支配の崩壊と前後して、みかん園が急速に開園され、戦後とくに昭和三〇年以降の開園が集落全体の半ば以上

を占め、麦・甘藷・桑園からの転換と山林開墾で進められ、また集落全体は地山（＝立間尻分）約六〇町歩に、吉田町外への出作約一五町歩という園地構成になっている。

昭和五一年に実施された共同調査は、この立間尻本村（M地区）三六戸の農家のうち二六戸を対象に、その経営と生産費を中心に調査した。

つぎに第14表により、農民諸階層の動向をみよう。戦後、町外の宇和島市・津島町方面へ出作り園（豊度的には劣等地しかし緩傾斜）を拡大した上層農、いわゆる「粗放化大経営」——園地三〇〇アール以上——は、専従者一人当たりの負担面積が限界を越え（柑橘計一人一六四アール）、反当労働集約度を低下させ（反当二一・四一人日）とくに土壤管理の手抜きが目立ち、剪定等も十分とはいえない。その結果、反収水準さえ低下させ（二三八六キログラム）、キロ単価も低く、反当粗収益は全階層中、最下位に甘んじているのである。

急傾斜地に対峙して家族総結集の過重労働を長年にわたり持続してきたとはいえ、その投下労働の価値が十分には実現しえない（一日当たり所得の低さ）もとで、これら上層農は一段と焦燥を深めている。その一部で始めた、みかんのハウス栽培は、露地みかんの春から初夏への栽培管理の手抜きを一層強化することになっている。低労働集約による低反収・低単価のまま

第14表 吉田町立間尻における農民諸階層の生産費（昭和50年）

階層区分	経営耕地面積区分	戸数	平均均経営耕地	平均均かんきつ積	作業別反当労働日					温 州			み か ん		
					土壌管理	整枝せん定	摘果	労働日合計	反当収量	キロ単価	反当粗収益	キロ当たり生産費	自家労働1日あたり所得		
I	700以上	2	446	421	0.14	0.78	1.40	16.29	2,451	41.2	101,554	43.0	-		
II	300~400	3	362	348	0.48	1.10	3.06	24.83	2,343	45.7	108,678	66.2	1,947		
III	250~300	2	288	261	0.58	1.77	1.59	24.37	2,933	47.5	139,215	49.1	4,058		
IV	200~250	5	236	225	0.70	1.55	2.35	22.81	2,846	44.4	127,429	56.2	2,607		
V	150~200	3	183	179	2.00	2.21	2.72	30.34	3,168	44.1	141,561	55.3	3,018		
VI	100~150	6	123	121	1.13	2.31	3.11	30.00	2,452	46.5	114,481	77.0	1,634		
VII	100未満	4	60	59	1.04	1.30	2.51	28.17	2,957	44.6	132,739	61.9	2,490		
合計		25		200	0.74	1.53	2.41	25.08	2,616	45.2	118,202	58.5	2,260		

注. 昭和51年に愛媛県果樹協会が中心に実施した生産費調査の吉田町立間尻25戸分について集計した。作業別反当労働日の内訳には重要と思われる、三つの作業を表出した。データはいずれも50年産温州みかんのものである。

の、キロ当たりの生産費の切り下げといった経営対応では、みかん作生産力の崩壊にしか結果しないのである。

これに対して、夫婦二人の労働を軸にした中農下位層、いわゆる「合理的省力化経営」——園地一五〇アール以上二五〇アール未満を中心——は、相対的には反当労働集約度も高く、土壌管理や剪定・摘果にも平均以上の入念な管理を確保している。その結果、第V階層中心に、諸階層中もっとも高い反当収量（V階層平均・三二六八キログラム）をあげ、反当粗収益でもトップに位置している。

しかし、右のような技術的優位が市場価格にだけ反映しているのか。現実の事態は、同表のように、手抜き化している。「粗放化大経営」がキロ当たり生産費を押し下げ（四三〇六八円・平均五四・七円）、集約化による省力化および集約化による反収上昇を通じる「合理的省力化経営」における生産力発展の結果としての生産費低下（五五〇五六円・平均五五・九円）はむしろ前者に敗退し、その作用を十分に發揮しえていないのである。

さらに、樹園地一五〇アール未満にみられる「兼業化経営」も、土壌管理その他への集約度も決して低くなく、反当収量・反当粗収益ともに上層農をむしろ凌駕しているものの、キロ当たり生産費は高く（六一〇七七円・平均七一・〇円）、「小面積で手入れが良いが、コストも高い」という結果になっている。

ところで、右のような戦後のみかんをめぐる農民層分解の結果として打ち出される農民諸階層の経営対応を根本的に規制しているのが、農民層の自家労働評価の進展である。第15表は、立間尻の生産費調査の対象となった二五戸のうち、一七戸のアンケート調査の結果をしめす。

「お宅のみかん作り一人一日当たりの手間賃は」との質問に、千二千元が五人、二一千元が三人と、一日二千元前後が多くなっている。これは第14表の集落平均一日当たり所得二二六〇円とさほど差のない結果であり、自らの投下労働の価値実現水準に対して、全体として正確な認識を獲得してきているといえるだろう。

みかんの最低採算価格についての質問には、集落平均六八円で、実際の単価水準（四五・二元）の五〇%増を意味するが、キロ当たり生産費集落平均五八・五円に近いものになっている。

さらに、安心して良いみかん作りにはげめる価格水準、つまり正常な労働力再生産の獲得には、キロ単価で九三円——第VI階層の生産費の一・二倍の水準——現在の価格の約二倍の水準を要求している。このように限界地・限界経営（さしあたり第VI・VII階層）の生産費がつかわれるとき始めて、「安心して良いみかん作りにはげめる」ことになると考えてよいだろう。

第15表 吉田町立間尻における自家賃賃評価アンケート

階層区分	経営耕地面積区分	集計戸数	お宅のみかん作りの方1人1日当たりの手間賃はいくら位か						みかん価格の最低何円採算が妥当(キロ)	安心し品質の良いみかんを作る位は何円位で(キロ)	安心してみかん作りにはげめるための手間賃は家族のそれぞれどのくらいですか				
			千円以下	千〜二千円	二〜三千円	三〜四千円	四〜五千円	五千円以上			考えない	わからない	経営主	奥さん	あとつぎ
I	4007-ルール以上	1戸		1					80円	100円	(4)7,000円	(3)4,000円	(4)7,000円		
II	300~400	2	1				1	60	85	(3,4)7,000円	(3,4)4,500円				
III	250~300	1			1			70	100	(3)7,000円	(3)5,000円	(4)			
IV	200~250	3	1			1		73	90	(4)5,670円	(2)3,330円	(3)5,000円			
V	150~200	3		1				75	107	(3)5,000円	(2)3,000円	(3)5,000円			
VI	100~150	4		2	2			63	90	(3)4,500円	(2)3,080円	(3)4,500円			
VII	1007-ルール未満	3		1				63	87	(1)4,420円	(1,2)3,000円	(4)5,000円			
合計・平均		17	2	5	3	1	-	1	3	1	68	93	(3)5,380円	(2)3,460円	(3,4)5,000円

注. 吉田町立間尻の生産費調査の対象となつて25戸のうち17戸のアンケート結果。
 家族の欄の()内は手間賃のめやすとなる非農業賃金の種類で、その階層で多かったものをしめす。1…近くの夫婦日雇いの賃金, 2…近くの工場の賃金, 3…近くのサラリーマン並みの賃金, 4…都会のサラリーマン並みの賃金をそれぞれしめす。

その場合の賃金水準は、経営主の場合、多くは、「近くのサラリーマン並みの賃金」、平均一日五三八〇円をめやすとしている。なお樹園地三〇〇アル以上の上層農では、「都会のサラリーマン並みの賃金」として、一日七千円をめやすとしている場合が多い。つまり危機下ではみかん上層農ですらせいぜいその基幹作目へ勤労者所得の水準を要求するにすぎないのである。

また、主婦の場合は、「近くの工場へ出た場合の賃金」、平均一日三四六〇円とさらに低い。そして、後継者でも、「近くのサラリーマン並み」と「都会のサラリーマン並み」とが拮抗していて、一日五〇〇〇円をめやすとしている。

以上のような、農民層の投下労働の価値表現の水準と、農外労働市場の賃金水準に規制され生計費を負担せねばならない「手間賃」評価水準との格差、さらに限界地・限界経営の生産費水準の認識は、農民層の自主的な運動としての政策価格の存立基盤となるものである。つまり、農民層の自家労賃評価の進展が、自らの経営基盤である基幹作目「みかん」に対する政策価格の確立を要求していくのである。

吉田藩下の農民的商品生産の開始より、商業的農業の歴史過程の渦中で鍛えられた農民層はいま、危機下の「手抜き対応」と対抗して、正常な生産力発展をめざす農法再編の課題を、政策価格の確立要求を通じて担ってきているのである。

立間尻では、昭和五〇年に、みかん農家の後継者一五名（二〇歳代一人・三〇歳代五人）が中心になって、果樹協会の支会が結成された。支会では自分達みずからの経営診断を始め、農協運営の問題やさらに果樹農業や日本農業の全体にわたる学習会が重ねられている。こうした動きが、吉田町の全域に、そしてみかん諸産地へと広がり、全国的な連帯へと高まる時こそ、地域農業の自主的再編が可能となるであろう。

注(1) 立間尻浦の地名の起源は立間の末、立間川の川尻につながるといわれ、その歴史は立間郷成立とともに古いと推定されている（『吉田町誌』下巻、一〇〇～一一九頁）。

(2) 昭和五一年、愛媛県果樹協会を中心にして、県下一三集落三〇〇戸におよぶ生産費調査が実施され、吉田町では立間尻M地区が選ばれた。詳しくは、相原和夫「みかん生産の地域性と階層性」（前出『方向』所収）および拙稿「みかん危機における農法再編の課題」（同右）等参照。

六、残された課題

本稿を終えるにあたって、いくつかの個別的な論点をふくめ、残された課題を確認しておきたい。

個別的には第一に、果樹産地形成にあたってつねに地域農業

の土地と労働力が再編成されるのだが、事例分析では労働編成に焦点をあわせてきた結果、土地再編（共有地・入会地の再編を含む）の個別的検討が今後に残されることとなった。

第二に、みかん発展段階をめぐる問題では、「和歌山段階」から「愛媛段階」へという大筋はとらえられたにしても、その両者を媒介する「静岡段階」のもつ独自の内容規定に問題が残る。この点は、戦前期における果実消費大衆化の限界面を映し出すことになるだろう。

第三に、養蚕などの果樹の前作をなす商品生産が、果樹発展に果たした役割なり意義をどう評価するか、という問題がある。つまり、リンゴ発達における長野、みかんの静岡、および前出五・三の喜佐方村農家事例などの歴史的位置付けがその際の問題となるだろう。

右のような個別的な論点とともに、今後の理論的な課題は、ここで検討してきた地域農業Ⅱ農法論を基礎にすえた、いわゆる「政策価格論」の体系的な構築であろう。

この点では、むしろ現実の運動主体の側からいち早く問題が提起された。そして理論の側でも、農産物価格の基準となる限界条件の現実的ズレ——つまり、国民的需要からみた限界生産量と限界農家および限界地という、この三者の不一致——が指摘され、あるいは「限界地・限界経営」の理論的説明や限界生

産費の具体的存在形態およびその技術的農法的基礎の分析が始められている⁽¹⁾。これらは、最終的には現代的な農産物価格論の再検討とならざるをえないであろう。

なお、実態分析の課題として今後、本稿の論点整理を土台に、みかんと対照しつつ東北地方のリンゴ地帯における地域農業再編とその変革主体の形成過程を追跡していきたい⁽²⁾。ここではさしあたり、農協を軸とした無袋リンゴの実践のなかに、リンゴの「高級化」からの復帰、消費大衆化へむかう発展方向がみいだせるかもしれない。この点も今後の課題である。

注(1) 前出『方向』第一部「みかん価格政策の検討」の諸論稿を参照されたい。これらは研究会価格政策班の共同研究・討議をくりかえして集約されたものである。

(2) 農業総合研究所積雪地方支所編『研究資料』第三七号として「華果地帯農業経済調査」（昭和一六年）を刊行したが、青森県中津軽郡清水村（現弘前市）の右の調査をひとつのベースにした、地域内在的な分析が今後の課題である。

〔後記〕 本稿をまとめるにあたって、愛媛県果樹協会や青果物流通価格問題研究会の関係者の方々、各機関の方々、そして農家の方々にお世話になった。この場を借りて厚くお礼申し上げたい。